

## 第1回定例会会議事録

1 開会の日時 平成20年2月25日（月曜日）午前10時00分

2 開会の場所 阿久根市議会議場

3 出席議員の氏名

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 木 下 孝 行 議員    | 2 番 竹 原 信 一 議員    |
| 3 番 鳥 飼 光 明 議員    | 4 番 山 下 孝 男 議員    |
| 5 番 新 坂 上 誠 議員    | 6 番 築 地 新 公 女 議員  |
| 7 番 的 場 眞 一 議員    | 8 番 檜 柑 幸 雄 議員    |
| 9 番 京 田 道 弘 議員    | 10 番 濱 之 上 大 成 議員 |
| 11 番 西 田 己 之 助 議員 | 12 番 平 田 修 二 議員   |
| 13 番 山 田 勝 議員     | 14 番 若 松 富 春 議員   |
| 15 番 児 玉 賢 一 郎 議員 | 16 番 庵 重 人 議員     |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 園 田 正 光 君	次 長 宇 都 松 三 君
議事係 長 松 崎 裕 介 君	議事係 牟 田 昇 君

5 説明のため出席した者の職氏名

市 長 齊 藤 洋 三 君	副 市 長 川 畑 裕 君
総務課 長 濱 崎 國 治 君	財 政 課 長 富 永 勉 君
企画調整課 長 上 野 正 順 君	生きがい対策課 長 佐 潟 順 海 君
健康増進課 長 的 場 安 信 君	税 務 課 長 川 原 克 郎 君
市民環境課 長 佐 潟 和 則 君	都 市 建 設 課 長 飛 松 義 行 君
農 政 課 長 梶 尾 末 義 君	水 道 課 長 花 田 清 治 君
〈 農 業 委 員 会 〉	
事 務 局 長 鮫 嶋 國 芳 君	
〈 監 査 委 員 〉	
事 務 局 長 山 下 健 一 君	
〈 教 育 委 員 会 〉	
教 育 長 櫛 山 重 遠 君	教 育 総 務 課 長 梅 田 裕 一 郎 君
学 校 教 育 課 長 亀 澤 春 寿 君	生 涯 学 習 課 長 西 田 幸 作 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 野 崎 繁 利 君	

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	6	
日程第2	会期の決定	6	
日程第3	常任委員の選任について（報告）	6	
日程第4	議会運営委員の選任について（報告）	6	
日程第5	諸般の報告	7	
日程第6	施政方針	9	
日程第7	報告第1号 専決処分の承認について （平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第7号））		一括上程 提案説明 ……17
日程第8	報告第2号 専決処分の承認について （平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号））		
日程第9	議案第2号 平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）		一括上程 提案説明 ……18
日程第10	議案第3号 平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）		
日程第11	議案第4号 平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第4号）		
日程第12	議案第5号 平成19年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）		
日程第13	議案第6号 平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）		
日程第14	議案第7号 平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）		
日程第15	議案第8号 平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）		
日程第16	議案第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について		
日程第17	議案第10号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について		
日程第18	議案第11号 市道路線の変更について		
日程第19	議案第12号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第20	議案第13号 阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部		

		を改正する条例の制定について		
日程第21	議案第14号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について		
日程第22	議案第15号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第23	議案第16号	阿久根市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第24	議案第17号	阿久根市地域振興基金条例の制定について	一括上程 提案説明 ……………30	
日程第25	議案第18号	阿久根市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第26	議案第19号	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第27	議案第20号	阿久根市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第28	議案第21号	阿久根市はり, きゅう施術料の助成に関する条例及び阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第29	議案第22号	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第30	議案第23号	阿久根市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について		
日程第31	議案第24号	阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について		
日程第32	議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算		一括上程 提案説明 ……………40
日程第33	議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算		
日程第34	議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算		
日程第35	議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算		
日程第36	議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算		
日程第37	議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算		
日程第38	議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第39	議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算		
日程第40	意見書第1号	道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書……………65		

◎本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	常任委員の選任について（報告）	
日程第4	議会運営委員の選任について（報告）	
日程第5	諸般の報告	
日程第6	施政方針	
日程第7	報告第1号	専決処分の承認について（平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第7号））
日程第8	報告第2号	専決処分の承認について（平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号））
日程第9	議案第2号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）
日程第10	議案第3号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第4号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第5号	平成19年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第6号	平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第7号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第8号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第9号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第17	議案第10号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第18	議案第11号	市道路線の変更について
日程第19	議案第12号	阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第13号	阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第14号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制

一括上程  
提案説明

一括上程  
提案説明

		定について	
日程第22	議案第15号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一括上程 提案説明
日程第23	議案第16号	阿久根市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第24	議案第17号	阿久根市地域振興基金条例の制定について	
日程第25	議案第18号	阿久根市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第26	議案第19号	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第27	議案第20号	阿久根市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第28	議案第21号	阿久根市はり，きゅう施術料の助成に関する条例及び阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第29	議案第22号	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第30	議案第23号	阿久根市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第31	議案第24号	阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について	
日程第32	議案第25号	平成20年度阿久根市一般会計予算	一括上程 提案説明
日程第33	議案第26号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	
日程第34	議案第27号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
日程第35	議案第28号	平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
日程第36	議案第29号	平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	
日程第37	議案第30号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算	
日程第38	議案第31号	平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第39	議案第32号	平成20年度阿久根市水道事業会計予算	
日程第40	意見書第1号	道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書（原案可決）	

平成20年2月25日（月曜日）

開 会 午前10時00分

開 議 午前10時00分

議長（庵 重人議員）

ただいまから平成20年第1回阿久根市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（庵 重人議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により議長において、9番京田道弘議員、10番濱之上大成議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

議長（庵 重人議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、2月19日開催の議会運営委員会において決定されたとおり、本日から3月25日までの30日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は30日間と決定いたしました。

なお日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願いま

す。

◎ 常任委員の選任について（報告）

議長（庵 重人議員）

日程第3、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任しましたので、以下御報告をいたします。

総務文教常任委員に鳥飼光明議員、樫柑幸雄議員、竹原信一議員、築地新公女議員、西田己之助議員、山田勝議員、若松富春議員、児玉賢一郎議員、産業厚生常任委員に新坂上誠議員、木下孝行議員、山下孝男議員、的場眞一議員、京田道弘議員、濱之上大成議員、平田修二議員、庵重人議員、以上のとおりであります。

◎ 議会運営委員の選任について（報告）

議長（庵 重人議員）

日程第4、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任しましたので、以下御報告いたします。

議会運営委員に樫柑幸雄議員、木下孝行議員、鳥飼光明議員、新坂上誠議員、平田修二議員、若松富春議員、以上のとおりであります。

◎ 諸般の報告

議長（庵 重人議員）

日程第5、この際諸般の報告を行います。

議会閉会中の議長会等の報告につきましては、報告書をお手元に配付してありますので、御了承願います。

関係書類は事務局に保管してありますので、念のため申し上げます。

次に、市長の施政報告を求めます。

斉藤市長

登壇

おはようございます。

第4四半期施政報告、主な事項について報告申し上げます。

初めに総務課では、広報あくね1月号から、またホームページにおきましては、1月4日からそれぞれ有料広告を導入いたしました。また、登記システムや地籍システムなどの業務用サーバー等機器を399万円で購入契約し、3月末までに機器の更新を行う予定でございます。

次に企画調整課では、2月24日グランビュウ阿久根におきまして、K T S鹿児島テレビのアナウンサー、山本慎一氏を講師にあくね男女共同参画講演会2008を開催いたしました。

次に農政課では、農業農村活性化推進施設等整備事業といたしまし

て、柑橘生産組合2団体の機械設備及び三笠西部、中部、東部地区の無線施設に補助金として総額699万7,000円を交付いたしました。また農道保全対策事業といたしまして、阿久根地区の平成21年度新規採択に向けた実施計画書作成業務委託を、委託費346万5,000円で発注し施工中でございます。

さらに市単独事業といたしまして、平成19年度地籍誤り等訂正測量業務委託を委託費126万円で発注し施工中でございます。

次に水産商工観光課では、北さつま漁協の平成19年度ウニ類及び海藻類の付着基質設置事業、事業費105万8,000円に対しまして25万円の補助金を交付いたしました。

次に都市建設課では、都市下水路整備事業といたしまして、平成19年度赤瀬川都市下水路改修工事ほか1件を工事総額604万8,000円で発注し施工中でございます。

また道路維持改修工事といたしまして、市単独事業南畑線道路改修工事ほか2件を工事総額858万9,000円で発注し1件が完了し、2件が施工中でございます。

さらに電源立地地域対策交付金事業といたしまして、水産加工団地内道路整備工事費を2,572万5,000円で発注し施工中でございます。

また交通安全施設整備事業といたしまして、平成19年度交通安全施設設置工事を工事費550万円で発注し施工中でございます。

次に水道課では、県道脇本荘線の道路改良工事に伴う配水管布設工事を工事費195万5,000円で発注し施工中でございます。

次に教育委員会では、1月5日に阿久根市成人式を、2月9日に生涯学習フェアを開催いたしました。また3月9日に男子第18回、女子第15回阿久根市長旗九州選抜高等学校駅伝競走大会を男子22チーム、女子15チームの参加を得て開催の予定でございます。

次に消防関係では、1月6日、平成20年消防出初め式を開催いたしました。また阿久根市消防団本部に軽ワゴンボックス型防災活動車1台が、財団法人日本消防協会から福祉共済制度福祉増進事業として2月27日に交付される予定でございます。さらに阿久根市消防団大川分団大川第1班にC D I型消防ポンプ自動車1台を1,551万9,000円で購入契約し、3月15日に更新配備する予定でございます。

以上、主な事業の執行状況でしたが、その他の事項といたしまして、市長の主な行事について御報告申し上げます。

1月22日鹿児島市におきまして、鹿児島県市町村行政推進協議会平成19年度第1回地域経済委員会に出席をいたしました。

1月23日から25日上京いたしまして、第4回B & G全国市長会議及び道路整備促進期成同盟会全国協議会理事会、並びに平成20年度道路関係予算説明会、意見交換会に出席をいたしました。

1月28日から29日上京いたしまして、総務省に対しまして特別交付税の要望活動を実施いたしました。

1月31日鹿児島市におきまして、平成19年度鹿児島県松くい虫被害対策推進連絡協議会に出席をいたしました。

2月4日鹿児島市におきまして、鹿児島県国民健康保険診療施設協議会理事会に出席をいたしました。

2月6日福岡市におきまして、南九州西回り自動車道建設推進にかかわる要望活動に参加をいたしました。

2月12日鹿児島市におきまして、平成19年度第3回市長会定例会及び知事との意見交換会に出席をいたしました。

2月20日鹿児島市におきまして、道路特定財源暫定税率維持鹿児島県総決起大会に出席をいたしました。

以上、平成19年度第4四半期の事



業執行状況についての報告でございます。

どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

降壇

議長（庵 重人議員）

市長の施政報告は終わりました。

質問がありましたら一般質問でお願いいたします。

一般質問をされる方は、2月27日午後5時まで議長あて通告書を提出してください。

◎ 施政方針

議長（庵 重人議員）

日程第6、施政方針について市長の説明を求めます。

斉藤市長

登壇

施政方針、平成20年第1回定例市議会の開会に当たり、議会並びに市民の皆様にも市政に対する所信を申し述べ、市政の推進に一層の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに本市の重要課題として位置づけ、市民とともに熱望しておりました南九州西回り自動車道出水・阿久根間が、本年3月15日に折多小学校体育館で着工式が行われ、工事に着手することとなっております。今後は、1年でも早い完成に向けて、官民一体となって取り組む必要がありますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて私は、市民が明るく希望の持てるまちづくりを市政運営の基本とし、常にふるさと阿久根市の発展を念頭に置きながら市民主体のまちづくりを進めるため、第4次阿久根市総合開発計画後期基本計画、過疎地域自立促進計画後期計画及び長期財政計画により、地域経済の活性化を積極的に推進してきたところでございます。特に、行財政改革を最重要課題として位置づけ、平成19年3月には、第4次となる阿久根市行政改革大綱を策定し、社会情勢に柔軟に対応した行政の組織、運営全般について点検を行い、議会を初め市民の皆様方の御支援により改革を着実に推進してきたところでございます。

さて昨年は、世界のプロスポーツ界での日本人選手の活躍など明るい話題もありましたが、世界各地でのテロ事件の続発、日本各地での家族内殺傷事件や食品産地の偽装問題、また相次ぐ飲酒運転事故など悲惨な事件、事故等に対して不安や批判が高まっており、改めて安全で安心して暮らすことができる社会の実現が強く求められております。

一方、我が国経済は、アメリカのサブプライム住宅ローン問題で不安定な金融市場や、原油価格高騰に伴うガソリン価格などの上昇により、企業利益や個人消費の回復傾向が足

踏みの状況であるといわれており、平成14年から拡大が続いてきた景気の先行きに不透明感が強まっています。また急速に進行している少子高齢化といった社会問題を初め、企業や業種間での賃金格差や雇用問題などは、今後の景気の動向に大きな影響を及ぼすものと思われます。

さらには、三位一体改革による地方交付税や補助負担金などの見直しに伴う都市と地方の格差の問題や、扶助費、医療費などの社会保障関係費の負担など、地方自治体の財政運営は一層厳しい状況にあります。また国会での審議で道路特定財源の暫定税率が廃止された場合は、道路整備財源の減少につながり、地方行財政に深刻な影響を与えることは必至であります。しかしながら、厳しい財政状況の中にあっても、行政水準の低下を招くことなく市民生活の維持、福祉の向上、産業の振興・発展に必要な事務事業については積極的に推進していく必要がございます。

私は市長に就任以来、行政推進の基本方針として迅速・厳正・公平を掲げ、市民が希望を持って働き、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて努力をしております。今後とも開かれた市政の推進と市民との協働によるまちづくりを進めるため努力をまいりますので、議会の皆

様を初め、市民の皆様の御指導と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて政府においては、企業の利益減少などによる税収減を予想して、平成20年度の一般会計予算は、公共事業費などの削減などを継続し、対前年度比0.2%増にとどめ、新規国債発行額を4年連続で減額し、国債依存度の小幅改善を行おうとしております。しかしながら、財政健全化の指標である基礎的財政収支は5年ぶりに悪化し、2011年に収支を黒字化する政府目標は厳しい状況にあります。鹿児島県においても、県政刷新大綱に基づいて引き続き収支改善に努めており、公共事業費や一般政策経費等の削減を行い、平成20年度一般会計予算は、16年ぶりに7,700億円台となる緊縮型の予算編成を行っております。

また税財源等の確保が厳しい本市においても、これまでと同様に堅実型の予算編成を行い、急速な少子高齢化の中で市民生活に不可欠な事務事業は堅持し、行政水準を向上させるための施策を展開していかねばならないと考えております。そのため総合開発計画、過疎計画及び長期財政計画、さらには行政改革大綱等に基づき堅実で効率的な行政運営を行ってまいります。

以上のことを基本に本市の当面する重要課題について申し上げます。まず肥薩おれんじ鉄道は依然として厳しい経営状況にあり、平成20年度からは、経営安定基金を活用した支援なども行うことになりました。会社側もJR鹿児島中央駅乗り入れの実現やイベント列車の運行、割引切符の販売など利用促進に努めており、今後とも沿線市町や県を初めとする関係機関と十分連携し、国やJR九州への支援要請を行うなど積極的な取り組みを行ってまいります。

阿久根高校の跡地活用につきましては、引き続き中高一貫教育の誘致に向け関係者の御協力を賜りながら努力してまいります。

また学校規模適正化協議会から提言がありました大川中学校及び鶴川内中学校の統廃合につきましては、地域との合意形成がなされていない現時点では、困難であるとの結論を得たところであり、今後とも保護者や地域住民の方々と論議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

市民会館の整備につきましては、図書館、郷土資料館を含めた基本構想、基本計画等を作成し建設に向けた取り組みを進めてまいります。

また行財政改革を積極的に推進するため、平成15年度から実施してい

る市長、副市長、教育長の給料減額を平成20年度においては10%の割合で実施します。市職員については、退職者の一部不補充による職員数の削減を図りながら、より一層の定員管理の適正化を進めるとともに、4月から1年間最高3%の給料減額を実施いたします。さらに時代に即応した組織・機構の見直しを行うこととしております。

また第2次阿久根市行財政集中改革プランに基づき、1年前倒しして4月から学校給食センターの調理配送業務の民間委託やみなみ保育園の調理業務の嘱託化を進めるとともに、みなみ保育園の平成22年度からの民間化を目標とした保護者説明会等を実施してまいります。

さらに窓口業務のサービス向上のため、戸籍総合管理システムを有効に活用し、待ち時間の短縮を図るとともに、県からの権限移譲に伴い新たに一般旅券の発給事務を行うなど、より一層市民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、本地域の活性化を図る主要プロジェクトについて申し上げます。南九州西回り自動車道の整備促進につきましては、阿久根・川内間について整備計画区間への格上げを目指しさらに要望してまいります。北薩空港幹線道路では、泊野道

路及び薩摩道路の工事が進められており、高尾野インターから国道3号接続区間の早期事業着手に向け、引き続き強く要望してまいります。島原・天草・長島架橋構想につきましては、構想実現のため推進大会に参加するなど、関係団体との交流、連携に努めながら、その必要性を強くアピールしてまいります。

また、国の地方再生モデルプロジェクトとして認定を受けた「アクネ・うまいネ・自然だネ地方再生プロジェクト」につきましては、阿久根駅や遊休農地などを活用した農山漁村活性化支援事業の事業主体であるNPO法人との連携を図りながら、各種事業を展開してまいります。街路事業の上野羽田線につきましては、平成22年度を完成目標に用地・補償交渉が進められ、一部工事に着手されており、引き続き早期整備を強く要望してまいります。

次に、平成20年度の予算編成の大綱について申し上げます。平成20年度における地方財政については、地方税収や、地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるところであります。

このような中、予算編成に当たりますには、財政の健全化、行財政改革の推進に努めながら、総合開発計画及び過疎計画並びに長期財政計画を基本とし、さらに経常経費については、一定のシーリング枠を設定し年間予算を編成いたしました。

歳出面におきましては、既存の事務事業を精査し、緊急性、効率性、事業効果等を見極めながら、必要な住民サービスの維持・向上に努めたところであります。また一般会計から特別会計への財政支援として、新たにスタートする後期高齢者医療特別会計のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など合計で7億6,376万7,000円の繰出金を計上し、さらに後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金3億5,816万円を加えた実質的な財政支援としては、昨年度に比べ約7,900万円増の総額11億2,192万7,000円を計上いたしました。

歳入面におきましては、市税等の自主財源の確保はもとより国県支出金の活用、受益者負担の適正化等による所要の財源確保を図りながら、効率的な施策の展開に努めることを基本に、また将来における公債費負担の適正化を図る観点から、従来に引き続き市債発行を圧縮したところでもあります。これらの結果、一般会

計当初予算対前年度比1.06%増の96億4,600万円、特別会計予算を合わせた予算総額は、164億3,065万8,000円となりました。なお、水道事業会計予算は、収益的支出3億2,861万6,000円、資本的支出1億8,013万5,000円となりました。

次に産業について申し上げます。農政につきましては国内外の状況が目まぐるしく変化する中、国においても新たな改革が図られようとしております。その中で遊休農地対策については、農地流動化事業を初めとしてリース特区による企業等の参入をさらに図り、法律改正により市民農園が開設できるようになったことから、その利用促進を図るなど多様な活用を推進してまいります。また担い手対策としては、昨年設立された阿久根市担い手育成総合支援協議会の充実を図ってまいります。同時に農地・水・環境保全向上対策と中山間地域総合整備事業等により、生産及び環境基盤の整備を引き続き実施してまいります。

林業振興につきましては、除間伐等による適正な森林管理を行い、林道の整備や竹林の改良等を推進し林産物の振興と有害鳥獣対策の充実を図ります。

水産業につきましては、去年はマイワシが大量に水揚げされ、漁業資

源確保に明るい兆しが見えてきたところであります。今後も栽培漁業センターを活用した魚価が高いヒラメ、アワビ、オニオコゼなど、種苗生産、放流を行い、つくり育てる漁業を推進してまいります。水産物付加価値向上対策としましては、北さつま漁協の高度衛生対応型市場に水揚げされる安全・安心な水産物の差別化を図り、市場食堂をアンテナショップとして位置づけ、魚価が上がるよう魚食普及を推進し、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、健全な安定経営に向けた市中小企業振興資金及び県制度資金等の積極的な活用を促進し、商工会議所や各種団体と連携しながら、活力ある商工業の形成を目指してまいります。また、国の雇用創造支援事業等を活用し、食の関連産業分野を中心としたITセミナー、食品加工セミナー等を開催し、地域における雇用創出を図ってまいります。

観光につきましては、魅力ある観光地づくりを進めるため、豊富な地域資源を生かした体験型観光に取り組む必要があり、受け入れ体制の整備や体験メニューの充実など運営体制の確立を図ります。また豊かな食材を活かした食のまちづくりを目指し、ウニ丼祭り、イセエビ祭りのイ

メントが定着できるよう観光協会と連携し取り組んでまいります。さらに市の情報発信の拠点となる観光案内協力店を設置し観光振興を図ってまいります。

次に、土木行政について申し上げます。市道は住民の日常生活に不可欠な道路として、地域の経済振興や他地域との交流などさまざまな機能を担っており、関係機関との連携を図りながら既存道路の維持、改修工事等を含め整備してまいります。道路の新設改良は引き続き中央線大川地区、中央線多田地区の整備を進めるとともに折口大辺志線につきましては、測量設計を行い用地交渉に入る計画であります。また河川改修につきましては、準用河川鶴見川の改修事業を引き続き進めてまいります。住環境対策につきましては、老朽公営住宅の解体を行い、快適で安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。また都市下水路整備事業といたしまして、赤瀬川地区の整備を行い、排水対策及び生活環境の改善を図る予定であります。公園整備につきましては、引き続き番所丘公園の多目的広場を整備し、全面芝生に改修するとともに市民の憩いの場としての活用を図ってまいります。

次に、民生について申し上げます。

高齢者福祉につきましては高齢社会の中で、特にひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者やその家族等に対する相談体制の確立や、地域の方々が相互に支え合う地域コミュニティの充実を図るため、民生委員や在宅福祉アドバイザーと連携して、地域におけるサロン活動など自主的活動組織の拡大と育成を支援し、地域福祉活動支援専門指導員の活動をさらに推進してまいります。障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の趣旨に基づき各種支援事業の確立に努めてまいります。また、重度障害者医療費助成など各種手当の給付事業などを継続するほか、障害者を持つ世帯の経済的、精神的負担の軽減を図るため、児童デイサービス事業、子供発達支援センターこじかの利用者負担を無料化したしてまいります。児童福祉につきましては、子供や子育て家庭を支援する社会づくりが求められる中、社会全体で子育てを支援する機運の醸成と、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため県、商店街、企業等と連携し子育て支援パスポート事業に取り組んでまいります。

保健予防につきましては、医療保険者に対して健診、保健指導が義務化される新たな健診制度に基づき、平成20年度から生活習慣病予防のた

めの健診や保健指導を実施するとともに、介護予防事業や健康相談、健康教育など各種健康づくり推進事業を実施してまいります。母子保健につきましては、乳幼児の健康診査や予防接種、育児相談などを通じて、親の育児不安を解消し、母性並びに乳幼児等の健康増進を図ってまいります。またこれまでの老人保健医療制度にかえて、4月から新しい医療保健制度としてスタートする後期高齢者医療制度については、県内すべての市町村が加入する広域連合で運営を行うことや、保険料の徴収、窓口業務は市町村の事務となることなど、その制度の周知を図ってまいります。

次に、環境衛生について申し上げます。環境行政については、阿久根市環境基本条例に基づき、環境への負荷低減、環境の保全を図るため阿久根市衛生自治会と連携し、ごみの排出抑制、分別を徹底するなど、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。またごみの不法投棄対策につきましては、関係法令や本市の環境美化条例の周知に努め、環境美化推進員や関係機関との連携を強化し、その防止に取り組んでまいります。

生活処理排水対策につきましては、公共用水域の汚濁を防止するた

め引き続き個人設置型による小型合併処理浄化槽設置整備事業を推進するとともに、河川の水質検査を実施いたします。また、平成20年度県から権限移譲される浄化槽の設置等の届出など18項目にわたる事務について市民への周知、助言に努めサービスの向上を図ってまいります。

消防につきましては、近年火災や特に自然災害の規模拡大により、多くの尊い命と財産が失われております。このような中、これまでは消防団の組織再編と資機材の更新、充実に取り組んでまいりましたが、平成20年度からはさらに人材育成と訓練を重ね、常備消防や消防関係機関と連携強化を図り、地域住民の守りのかなめとして、各種災害に迅速に対応できる組織と技術を構築してまいります。

次に、教育について申し上げます。あしたをひらく心豊かな人づくりを教育基本として、郷土の教育的伝統や風土を生かした生涯学習の推進に努め、社会の変化に対応できる子供たちの健全育成や市民の生涯学習を充実させるとともに、社会に貢献できる主体性、創造性を持った人材の育成に努めてまいります。学校教育につきましては、各学校が地域に根ざし、創意工夫した特色ある学校づくりを目指すとともに、基礎学

力の定着や道徳教育の充実など、体験的な活動を通じて心豊かでみずから考えることのできる児童・生徒の育成を推進してまいります。安全対策につきましては、児童・生徒が楽しく安全な学校生活を送ることができるよう、施設等の整備に力点を置き、さらに通学上の安全確保のため地域各関係団体と緊密な連携を図り、児童・生徒の見守りや支援体制を充実させてまいります。

学校給食につきましては、4月から調理配送業務を民間に委託するとともに、受託会社と連携して給食の内容充実を図り、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいります。

社会教育につきましては、学校・家庭・地域との連携を深め、市民が健やかで生きがいのある人生を築き、潤いと活力あるまちづくりを推進するため、生涯学習体制、学習機会の拡充、青少年の健全育成に努め、魅力ある生涯学習社会の実現を目指してまいります。

文化振興策では、心豊かな市民文化を育成するため芸術文化活動の普及と向上、郷土芸能や文化財保護に努め、万葉集南限の地、阿久根をピーアールしてまいります。社会体育におきましては、阿久根市体育協会等関係機関団体と連携し、市民が

スポーツ、レクリエーションに親しみやすい環境の整備を図り、市民の健康増進と体力、競技力の向上に努めてまいります。

水道行政につきましては、健全で効率的な経営に取り組みながら、安全で良質な水道水の安定的な供給に努めるとともに、地震等の災害、漏水、漏水事故等の不測の事態にも的確に対応できるよう施設の適正な維持管理と計画的な整備を行ってまいります。

上水道事業におきましては、第6次拡張事業における宮之前水源地を初めとする各水源地及び配水地の電気、計装設備等の改修工事に着手するとともに、今後の水道行政の指針となる阿久根地域水道ビジョンを策定してまいります。

また、簡易水道事業につきましては、大川・尻無地区及び脇本地区簡易水道施設整備事業を計画的に実施するとともに、平成20年度は、黒之瀬戸地区簡易水道事業の創設を予定しているところであります。

以上、市政の推進に当たって所信を申し述べましたが、国・地方を問わず厳しい財政運営の中で市民の皆様が夢を持てるような施策に取り組むとともに、福祉や医療、子育てなど暮らしに直結する一つ一つの課題に全職員が一丸となり、基本理念で



ある自然と人が共生するまちを目指して取り組んでまいる所存でございます。

何とぞ議会を初め、市民の皆様の一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政の方針といたします。

どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。 降壇  
議長（庵 重人議員）

施政方針について市長の説明は終わりました。

質問がありましたら一般質問でお願いいたします。

◎ 報告第1号、2号上程（提案説明）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第7、報告第1号及び日程第8、報告第2号の2件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

斉藤市長 登壇

報告第1号は、専決処分の承認についてでございます。

平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成20年4月からスタートします後期高齢者医療制度にかかわる保険料負担の激変緩和措置に対応するため、現在の徴収システムの改修が必要なことから専決処分したものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99億98万2,000円にしたものであります。

第1表に示すとおり、歳入予算として第13款国庫支出金117万1,000円、第18款繰越金175万9,000円、歳出予算では、第2款総務費234万2,000円、第3款民生費58万8,000円をそれぞれ増額補正したものでございます。

報告第2号は、専決処分に承認についてでございます。

平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

今回の専決処分は、介護保険制度の改正に伴いシステム改修を行うもので、国の介護保険事業費補助金の内示を受け、平成20年度以降の介護保険賦課等に対応するため、システム改修を本年度末までに完了させる

必要があったことから専決で処理したものでございます。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億628万7,000円にしたものであります。

歳出予算につきましては、第1款総務費117万6,000円は、介護保険制度改正に伴う介護保険関連システムの改修を行うもので、主な内容は、税制改正による介護保険料の影響について、平成18年度及び平成19年度に激変緩和措置を講じているところではありますが、平成20年度も引き続き激変緩和措置を継続したいので、これに関連するシステム改修をするものであります。

歳入予算につきましては、第3款国庫支出金58万8,000円、第7款繰入金58万8,000円をそれぞれ増額補正したものでございます。

以上、一括して御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。以上でございます。 降壇  
議長（庵 重人議員）

本2件に対する質疑は、2月29日に行います。

◎ 議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号上程（提案

説明）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第9、議案第2号から日程第15、議案第8号までの7件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

齊藤市長 登壇

議案第2号から議案第8号までを一括して御説明申し上げます。

議案第2号は、平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,980万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,079万円にしようとするものであります。第1表の歳入歳出予算補正に示すとおり、歳入予算においては、第13款国庫支出金746万2,000円、第15款財産収入358万8,000円、第16款寄附金47万5,000円、第18款繰越金1億8,697万3,000円をそれぞれ増額し、第11款分担金及び負担金194万4,000円、第12款使用料及び手数料39万円、第14款県支出金1,738万9,000円、第17款繰入金1,450万円、第19款諸収入726万7,000円、第20款市債2,720万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出予算においては、第2

款総務費1億9,359万1,000円、第3款民生費4,023万9,000円、第8款土木費5,132万3,000円をそれぞれ増額し、第1款議会費212万円、第4款衛生費1,312万円、第6款農林水産業費1,536万3,000円、第4款商工費322万5,000円、第9款消防費25万円、第10款教育費526万7,000円、第12款公債費1億1,600万円をそれぞれ減額補正するものであります。

第2条は繰越明許費で、第2表に示すとおり、農山漁村活性化プロジェクト支援事業外2事業2,416万2,000円を翌年度に繰り越すものであります。

第3条は、債務負担行為の補正で、第3表に示すとおり、広報あくね印刷製本費外49事業を追加するとともに、阿久根市土地開発公社の借入金にかかわる損失補償の期間及び限度額を変更するものであります。

第4条は地方債の補正で、第4表のとおり、地方特定道路整備事業外4事業を追加するとともに、低公害車導入事業外10事業の借入限度額をそれぞれ変更するものであります。

議案第3号は、平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)であります。

第1条の事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,435万7,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,562万5,000円にしようとするものであります。

直営診療施設勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億976万4,000円にしようとするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正であり、第2表に示すとおり事業勘定の国民健康保険システム使用料のほか、直営診療施設勘定の2事業の債務負担行為を設定しようとするものであります。

それでは、事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

第1款総務費94万5,000円の補正は、制度改正に伴い国保の月報、年報等のパッケージ改修業務委託料であります。

第2款保険給付費の補正額2億3,557万9,000円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金の不足分であります。

第3款老人保健拠出金88万8,000円の増額、第4款介護納付金34万3,000円の減額は、拠出金等の確定に伴うものであり、第5款共同事業拠出金96万8,000円の補正も拠出金の確定に伴うものであります。第

6 款保健事業費640万9,000円の減額は、国保ヘルスアップ事業の確定による減額や特定健康診査等実施計画策定業務委託料の不用額が主なものであります。

第7款基金積立金の補正額272万9,000円は、繰越金等を積み立てるものであります。

歳入は、第4款国庫支出金1億1,019万7,000円、第5款県支出金3,766万4,000円、第6款療養給付費等交付金2,614万2,000円、第7款共同事業交付金3,043万8,000円、第9款繰越金2,763万3,000円、第10款繰越金272万9,000円をそれぞれ増額し、第11款諸収入44万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、直営診療施設設定の歳出では、第1款総務費200万円の補正は、医師手当の不足見込額であり、第2款医業費233万円の補正は、医薬品の不足見込額であります。第4款基金積立金382万7,000円は、繰越金等を積み立てるものであります。

歳入は、第1款診療収入433万円、第5款財産収入16万8,000円、第7款繰越金365万7,000円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、議案第4号は、平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第4号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で

あり、第1表に示すとおり款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を定めるものであります。

第2条は、債務負担行為であり、第2表に示すとおり簡易水道施設管理等業務委託料外1件について債務負担行為を設定するものであります。

第3条は、地方債の補正であり、第3表に示すとおり地方債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出補正予算について歳出から御説明申し上げます。第2款簡易水道施設整備事業費及び第5款公債費の補正は、いずれも財源振り替えを行うものであります。歳入は、第5款繰入金を390万円減額し、第8款市債を同額増額するものであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議案第5号は、平成19年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ956万3,000円にしようとするものであります。

歳出では、第3款基金積立金382万4,000円を追加しようとするもの

であります。この結果、基金の総額は7,197万8,555円となる見込みであります。歳入では、第2款財産収入12万8,000円、第4款繰越金369万6,000円を追加しようとするものであります。

第2条は、第2表に示すとおり交通災害共済システム使用料の債務負担行為を設定しようとするものであります。

議案第6号は、平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,566万7,000円にしようとするものであります。

歳出では、第2款医療諸費の補正額1億3,470万円は、医療給付費の不足分であります。歳入は、第1款支払基金交付金6,735万円、第2款国庫支出金4,490万円、第3款県支出金1,122万5,000円、第4款繰入金1,122万5,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。

議案第7号は、平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

第1条の事業勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,969万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,597万7,000円にしようとするものであります。介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321万1,000円にしようとするものであります。

第2条は債務負担行為であり、第2表に示すとおり、電算基幹業務システム介護保険プログラム使用料外3件の債務負担行為を設定しようとするものであります。それでは事業勘定の歳入歳出、補正予算の歳出から御説明申し上げます。

第1款総務費は、財源振替であり、第2款保険給付費は、介護予防サービス等諸費から介護サービス等諸費への組みかえが主なものであります。第6款基金積立金5,969万円の補正額は、繰越金等を積み立てるものであります。

次に歳入についてであります。まず増額補正分としまして、第6款財産収入34万5,000円、第8款繰越金6,002万2,000円であり、減額補正分といたしましては、第7款繰入金67万7,000円であります。

次に、介護サービス事業勘定の補正予算について、歳出から御説明申し上げます。

第2款介護予防サービス事業費の

187万2,000円の減額補正は、介護予防ケアプランの作成業務委託料であります。歳入は、第1款介護サービス収入253万5,000円を減額し、第4款繰越金66万3,000円を増額しようとするものであります。

議案第8号は、平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条は資本的収入及び支出の補正であり、平成19年度水道事業会計補正予算（第1号）第2条で定めた資本的収入を1億3,390万円減額して1億3,885万1,000円に、同じく資本的支出を1億3,158万5,000円減額して2億9,489万4,000円にしようとするものであります。また資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,604万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金1億160万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280万円及び建設改良積立金5,163万8,000円で補てんすることに改めようとするものであります。

第3条は、債務負担行為についてであり、水源地警備等業務委託料外9件について、債務負担行為を設定するものであります。

第4条は、企業債の補正であり、借換債の限度額を1億3,850万に変更しようとするものであります。

以上、一括して御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上議決していただきますようお願い申し上げます。

すいません、ちょっと訂正させていただきます。議案第2号の平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）の中で、2ページ目第7款というところをですね、第7款商工費322万5,000円をですね、第4款と言ったみたいでございますので、第7款でございますので訂正させていただきます。

それから、議案第3号、平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、この中でですね、直営診療施設勘定の中で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億967万4,000円にしようとするところを、76万4,000円と言ったようでございますので、67万4,000円、1億967万4,000円に訂正をさせていただきます。

それから、第9款繰入金2,763万3,000円をですね、繰越金と申し上げたようでございますので、これ繰入金でございますので訂正をさせていただきますと思います。

それから、第7款繰越金365万9,000円を365万7,000円と申し上げたようでございますので、365万9,000円に訂正をさせていただきますと思

います。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。 降壇

議長（庵 重人議員）

この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時16分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これより議案第2号、議案第3号及び議案第6号から議案第8号までについて、順次補足説明を願います。

富永財政課長

それでは議案第2号、平成19年度阿久根市一般会計補正予算（第8号）について、補足して御説明いたします。

なお今回の補正は、事業費の確定及び事業執行後の不用見込額を減額するものが主な内容でございます。最初に予算書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費における各事業の繰り越し理由でございますけれども、農山漁村活性化プロジェクト支援事業については、国からの交付金決定の遅れ及び阿久根駅に設置予定の廃車両の輸送手続に日数を

要すること。次の市民会館建設基本構想・基本計画策定業務は、平成20年度までの2カ年事業であることから、翌年度において成果品納入後一括支払方式による契約を予定していること。また鶴見川改修事業は、用地購入に日数を要したことなどにより繰り越すものであります。

次のページの第3表、債務負担行為の補正につきましては、19年度から20年度へ連続する業務がほとんどで、契約締結までの事務手続等を本年度中に進める必要があることから追加補正するものが主なものであります。

次に、歳入歳出予算の内容についてであります。ほとんどが執行残分を減額するものでありますので、主な内容についてのみ説明をいたします。25ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款議会費は、不用見込額の大きい旅費及び委託料を減額するものであります。

第2款総務費1項7目財産管理費は、財政調整基金への積立金が主なもので、前年度からの繰越金の2分の1ルール分と、今回の補正により生じた一般財源の余剰分を積み立てるものであります。8目企画費の補正では、3月にオープン予定の場外車券売場サテライト阿久根からの地

元協力金としての見込額87万7,000円を新たに設置予定の地域振興基金に積み立てようとするものが主なものであります。

27ページの第3款民生費1項1目社会福祉費は、国保会計への繰出金を増額するものであり、2目心身障害者福祉費は、障害者自立支援事業にかかわる各種サービス等の扶助費を増額するほか、前年度分の国県負担金の精算返納金を計上したものであります。3目老人福祉費は、老人保健医療及び介護保険特別会計へのルール分の繰出金であります。2項4目児童館費は、放課後における学童保育の利用料減が見込まれるため、その分委託料を増額し収支を調整する必要が生じ補正するものであります。

28ページに移りまして、第4款衛生費1項5目環境衛生費は、小型合併処理浄化槽設置補助金13基分を減額するものであり、3項1目上水道費は、簡易水道特会における過疎債借入見込額が増額となることから、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

第6款農林水産業費1項5目農地費は、阿久根北部地区にかかわる中山間地域総合整備事業の事業費増に伴い負担金を追加するものであり、2項2目林業振興費は、横ヶ倉ほか

の県単治山事業事業費2,360万円に対する負担金を追加するものが主なものであります。3項4目漁港建設費は、阿久根漁港の修築事業費が、当初計画9,500万円から8,150万円となることによる負担金の減額補正であります。

31ページに移りまして、第8款土木費の補正は、県営事業負担金の追加が主なものであり、2項3目の道路新設改良費では、県道下東郷阿久根線、県道脇本荘線整備の負担分、3項4目急傾斜地崩壊対策事業費は、急傾斜地3カ所、砂防事業1カ所の負担金であります。4項2目港湾建設費は、黒之浜港改修事業にかかわる事業費増に伴うものであります。5項3目公園費の補正は、番所丘公園整備事業における財源を地方債と市有施設整備基金繰入金とを財源組み替えするものであります。5目街路事業費は、上野羽田線にかかわる事業費3億776万円に対する負担金を追加するものであります。以下、6項住宅費、それから32ページの第9款消防費、33ページの第10款教育費の補正は、いずれも執行残分を減額補正するものであります。

34ページに移りまして、第12款公債費についてであります。元金1億500万円の減額は、国における本年度の公債費負担軽減対策として示



された高金利分にかかわる保証金なしの繰上償還が20年度回しとなったことから、今回減額するものであり、利子にかかわる減額補正は、18年度債の借入実績によるものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。予算書の15ページにお戻りいただきたいと思っております。

第11款分担金及び負担金は、中山間地域総合整備事業費の確定に伴い、受益者の分担金を減額するものであります。

17ページに移りまして、第13款国庫支出金であります。1項2目の1節社会福祉費負担金310万8,000円は、障害者自立支援事業における共同生活介護費、就労移行支援費などに対するものが主なものであり、5節国民健康保険医療助成費負担金1,434万9,000円の補正は保険者支援分であります。2項2目民生費国庫補助金の補正額237万5,000円は、日常生活用具給付事業ほかにかかわる平成18年度分の精算交付分であり、以下の衛生国庫補助金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金の補正は、いずれも事業実績による減額であります。

18ページに移りまして、第14款県支出金1項2目民生費県負担金では、1節社会福祉費負担金が共同生

活介護事業ほか障害者自立支援事業分を増額するものであり、5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険料軽減分及び保険者支援分にかかわる負担額が確定したことにより減額するものであります。2項県補助金の補正であります。2目1節社会福祉費補助金の補正額124万3,000円は、重度心身障害者医療費助成事業分88万7,000円のほかは、いずれも平成18年度分の精算交付分であり、2節児童福祉補助金43万3,000円は、乳幼児医療費助成事業の追加分であります。

19ページの第15款財産収入2項3目生産物売払収入の増額補正は、栽培漁業センターにおけるヒラメの種苗分が当初見込より伸びたことによるものであります。

21ページに移りまして、第17款繰入金のうち市有施設整備基金の補正は地方債との振り替え、水産振興基金の補正は、生産物売払収入との振り替えにより、それぞれ減額補正するものであります。

23ページに移りまして、第19款諸収入5項4目雑入のうち高額療養資金貸付基金繰戻金400万円は、基金の限度額を引き下げることによる収入であります。

24ページに移りまして、第20款市債の総額2,720万円の減額補正は、

説明欄に記載してあるそれぞれの事業費が確定したことなどにより変更するものであります。以上で補足説明を終わりますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

#### 的場健康増進課長

それでは議案第3号、平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の6ページをお願いします。第2表、債務負担行為の補正でございますが、表に掲げである事業について旧年度から新年度へ連続する業務であることから、契約締結までの事務処理を旧年度中に進めるため、今回債務負担行為として補正しようとするものであります。

事業勘定の歳出から説明いたします。16ページをお願いします。第1款総務費1項1目一般管理費94万5,000円の補正は、国保月報、年報等のパッケージ改修業務委託料分であります。

17ページをお願いします。第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費2億1,400万円は、当初予算では被保険者数を5,930人、1人当たりの医療費21万8,000円で計上していましたが、19年度の決算見込みでは、被保険者数5,990人

で、1人当たり医療費約25万1,400円、15%の伸びを見込み計上しました。4目退職被保険者等療養費の補正額100万円は、被保険者数を2,100人、1人当たり療養費4,100円で計上していましたが、19年度の決算見込みでは被保険者数1,910人で、1人当たり療養費約5,020円、22%の伸びを見込んでいます。2項1目一般被保険者高額療養費1,314万9,000円の補正は、当初予算では被保険者数を5,930人、1人当たりの医療費3万3,200円で計上していましたが、19年度の決算見込みでは被保険者数5,990人で、1人当たり医療費約3万5,060円、5.6%の伸びを見込み計上しました。2目退職被保険者等高額療養費700万円の補正は、当初予算では被保険者数を2,100人、1人当たりの医療費2万8,000円で計上していましたが、19年度の決算見込みでは、被保険者数1,910人で、1人当たり医療費約3万4,450円、23%の伸びを見込んでいます。4項1目出産育児一時金70万円の補正は、当初予算では33人分を見込んでいましたが、今回2人分の追加をお願いします。

18ページをお願いします。第3款老人保健拠出金は、当初概算で算定し予算計上していましたが、額の確定による医療費拠出金84万円と事務

費拠出金 4万8,000円を追加するものであります。

19ページをお願いします。第4款介護納付金1項1目介護納付金も介護保険の2号被保険者分として支払基金に納付するものであり、額の確定による34万3,000円の減額であります。

20ページをお願いします。第5款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金も額の確定による補正であります。

21ページをお願いします。第6款保健事業費1項1目保健対策費640万9,000円の減額は、国保ヘルスアップ事業の事業費の確定に伴う減額や特定健康診査等実施計画策定業務を当初予算では委託することとしていましたが、職員で対応できたことから全額を減額するものです。

22ページをお願いします。第7款基金積立金1項1目基金積立金272万9,000円の補正額は、前年度繰越分を積み立てるものでありますが、20年度当初予算では、全額取り崩す予定です。

次に、歳入について御説明いたします。9ページをお願いします。第4款1項1目療養給付費等負担金1節の現年度分4,061万円の補正は、保険給付費に係る国の交付見込額で

あります。2項1目財政調整交付金6,905万9,000円は、医療費の増加による普通調整交付金の見込額を計上しました。

10ページをお願いします。第5款県支出金2項1目財政調整交付金3,713万6,000円の補正も医療費の増加による見込額であります。次のページの第6款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る交付金であり、1節現年度分2,614万2,000円は、交付金変更決定通知による見込額を計上しました。

12ページをお願いします。第7款1項1目高額医療費共同事業交付金1,272万1,000円、2目保険財政共同安定化事業交付金1,771万7,000円の補正は、高額医療費に係る連合会の交付金であり、実績見込みによる額を計上しました。

13ページをお願いします。第9款繰入金1項1目一般会計繰入金1節の保険基盤安定繰入金312万4,000円の補正額は、保険税軽減世帯に対する額の確定による補正額であり、4節財政安定化支援事業繰入金2,309万7,000円は、財源不足のため繰り入れをお願いするものであります。

14ページをお願いします。第10款繰越金1項1目繰越金272万9,000円は、前年度の繰越分であります。

以上で事業勘定の説明を終わり、

次に直営診療施設勘定の歳出から説明申し上げます。

28ページをお願いします。第1款総務費1項1目一般管理費200万円の補正は、医師手当の不足見込分にあります。

29ページをお願いします。第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費233万円は、内服薬や注射薬等に不足が見込まれるため補正をお願いしまするものです。

30ページをお願いします。第4款基金積立金1項1目基金積立金は、診療所基金条例の規定により繰越金等を積み立てるものであります。この結果、国民健康保険診療所基金の19年度末現在高は、8,532万1,397円になる予定です。

次に、歳入について御説明いたします。25ページをお願いします。第1款診療収入2項外来収入は、国民健康保険及び老人保健の診療収入見込額を計上いたしました。

27ページをお願いします。第7款繰越金1項1目繰越金は、前年度の繰越金です。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは次に議案第6号、平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について、補足

して御説明申し上げます。

予算書の67ページをお願いします。予算書の67ページ歳出から説明をいたします。

第2款医療諸費1項1目医療給付費1億2,800万円の補正額は、医療費の不足見込分であり、当初予算で老人医療受給者数4,790人、1人当たりの医療給付費86万8,000円を見込み計上していましたが、実績見込みでは4,710人で、1人当たりの医療給付費は約91万円、4.8%の伸びが見込まれるため補正をお願いしまするものです。2目医療費支給費670万円の補正額は、はり・きゅうの給付費が増えてきており、医療費支給費の不足見込み分であります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の63ページをお願いします。第1款支払基金交付金1項1目医療費交付金6,735万円は、医療給付費の補正額の2分の1の負担分であり、64ページの第2款国庫支出金1項1目医療費負担金4,490万円は、医療給付費の補正額の12分の4の負担分であります。

次のページの第3款県支出金1項1目県補助金、66ページの第4款繰入金1項1目一般会計繰入金1,122万5,000円は、それぞれ12分の1で負担するものであります。

次に議案第7号、平成19年度阿久

根市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足して御説明申し上げます。予算書の80ページをお願いします。

事業勘定の歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は財源振替であります。

81ページをお願いします。第2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費3,200万円の組み替え補正は、在宅での訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリの給付費が伸びており、不足見込額を計上しました。3目の地域密着型介護サービス給付費1,000万円の減額は、認知症対応型共同生活介護等の不用見込額を減額するものです。2項1目介護予防サービス給付費及び7目介護予防サービス計画給付費の減額組み替えは、要支援1、要支援2と認定された方の給付費であり、不用見込額を減額したところです。6項1目特定入所者介護サービス費200万円の補正は、低所得者の食費、居住費の負担軽減分であり、不足見込額を計上しました。

82ページをお願いします。第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金5,969万円は、繰越金等を積み立てるものであります。この結果、介護保険基金の19年度末現在高は1億8,276万691円になる見込みです。

次に、歳入について御説明いたします。77ページをお願いします。第6款財産収入1項1目利子及び配当金34万5,000円は、基金利子であります。

78ページをお願いします。第7款繰入金1項4目その他一般会計繰入金67万7,000円の減額は、前年度精算に伴う職員給与費等繰入金の減額であります。

79ページをお願いします。第8款繰越金1項1目繰越金6,002万2,000円の補正額は、前年度繰越金を追加するものであります。

次に、介護サービス事業勘定について歳出から説明いたします。87ページをお願いします。第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費の187万2,000円の減額補正は、介護予防ケアプランの作成業務委託料であり、当初見込み件数より440件の減を見込んでいます。

歳入は85ページになります。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入で253万5,000円の減額を見込んでいます。

次のページの第4款1項1目繰越金66万3,000円は、前年度の繰越金であります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

## 花田水道課長

議案第8号、平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

補正予算書の99ページをお開き願います。収入支出の見積基礎において、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。第1款資本的収入3項1目企業債の減額補正1億3,390万円は、平成19年度における臨時特例措置として、国が認めた高金利の借りかえ措置等について、当初対象とされていた年利5%以上の財政融資資金及び公営企業金融公庫資金の借りかえ措置について、本市については年利7.0%以上が対象となったことで、当初借りかえを見込んでいた年利5%以上7%未満の借換債を減額するものであります。

次に、支出について御説明申し上げます。第1款資本的支出2項1目企業債償還金の減額補正1億3,158万5,000円は、対象外となった5%以上7%未満の企業債償還金を減額するものであります。なお、借りかえ措置は3月下旬を予定しているところであり、借換債の借り入れの利率は、年利2%から3%を見込んでいるところであります。また、年利3%で借りかえを行った場合に軽減される利息は、1,459万円になる見

込みであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。補正予算書は、97ページ及び98ページになります。平成20年4月1日から業務を行う水源地警備等業務委託外9件について、その契約手続などを3月中に行う必要があることから、債務負担行為を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

## 議長（庵 重人議員）

本7件に対する質疑は、2月29日に行います。

◎ 議案第9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号上程（提案説明）

## 議長（庵 重人議員）

この際、日程第16、議案第9号から日程第31、議案第24号までの16件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

## 齊藤市長

登壇

議案第9号から議案第24号までを一括して御説明申し上げます。

議案第9号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員、大石啓元氏が、平成20年6月30日をもって任期満了となる

ため、さらに同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第10号は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。屋久島町及び南九州市の設置に伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数が減少することから、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号は、市道路線の変更についてであります。阿久根海岸保全区域占用護岸道路整備に伴い、市道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号は、阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、税務課の所管事務に後期高齢者医療保険料に関すること、健康増進課の所管事務に後期高齢者医療に関することを追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号は、阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本市においても育児のための短時間勤務制度等を導入するため、阿久根市職員の育児休業等に関する条例、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律により、職員の自発的な大学等の課程の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度が創設されたことに伴い、本市においても同制度を導入するためこの条例を制定しようとするものであります。

議案第15号は、市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成20年4月1日から平成21年3月31日までの市長の給与の減額割合を10%に改めて延長するとともに、副市長及び教育長の給料の10%減額を延長するため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号は、阿久根市特別会計

条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度に伴い、後期高齢者医療特別会計を設置するため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号は、阿久根市地域振興基金条例の制定についてであります。熊本市が管理施行する場外車券場売り場の設置に伴い、熊本市などから支払われる地元協力金を本市の地域振興のための事業財源として積み立てるため、この条例を制定しようとするものであります。

議案第18号は、阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防団員の費用弁償の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第19号は、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。総合グラウンドの附属施設である陸上競技場管理棟の会議室、多目的室の施設使用料を新たに定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第20号は、阿久根市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成19年4月から国民健

康保険被保険者の入院に係る高額療養費が現物給付化されたことに伴い、国民健康保険高額療養資金貸付基金の限度額を引き下げするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第21号は、阿久根市はり・きゅう施術料の助成に関する条例及び阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律として施行されたことに伴い、関係条例の文言の一部を改正しようとするものであります。

議案第22号は、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年4月から後期高齢者医療制度が始まり、国民健康保険被保険者数が大幅に減少することから、国民健康保険運営協議会の委員の定数を改めるとともに、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第23号は、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険料の普通徴収の納期を変更するとともに、介護保険法施行令及び介護保険の国



庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が公布され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、平成19年度において実施した保険料の激変緩和措置を、平成20年度においても引き続き実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第24号は、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法の一部が改正され、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律として施行されることに伴い、市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

以上でございます。どうかひとつよろしく願いを申し上げます。

降壇

議長（庵 重人議員）

これより議案第12号から議案第14号、議案第21号から議案第24号について、順次補足説明を願います。

濱崎総務課長

議案第12号、阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明いたします。

今回の改正は、後期高齢者医療制

度が平成20年4月1日から施行されることに伴いまして、税務課の所掌事務に後期高齢者医療保険料に関する業務を追加するものであります。具体的には広域連合で行う保険料の率の設定等、賦課業務への補完的な事務、保険料の徴収事務、保険料の督促状発行を含みます督促の事務、納期限後に保険料を納付する場合の延滞金の事務等が新たな業務として生じてまいります。また、健康増進課の所掌事務に後期高齢者医療に関することを追加しようとするものであります。具体的には、被保険者証の検認または更新時の受付及び引き渡し、住所変更、氏名変更または世帯主変更の届け書の受付、療養費、高額療養費の支給に係る申請書の受付などの後期高齢者医療に関する各種申請書の受付など、窓口業務が中心的な業務になります。

次に議案第13号、阿久根市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、補足して御説明いたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年8月1日から施行されたことに伴い、関係条例等の改正を行うものであります。我が国における急速な少子化の進行は、将来の国民生活に深刻かつ重大な影響を及

ばすものとして、国において次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法が制定されるなど、社会全体で次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境整備づくりへの取り組みがなされているところであり、今回改正されました地方公務員の育児休業等に関する法律では、このように少子化対策が求められている中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等が新たに導入されたものであり、本市においても法の施行に伴い、同制度を導入するための措置を講ずるものであります。同法においては、職員が常勤職員のまま小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、任命権者の承認を受けて短時間勤務に従事するものであり、同時にそれに伴い処理することができなくなる業務について、任期付きの短時間勤務職員の任用を認めているところであり、今回提案しました関係条例等の一部改正においては、このような法の制度を実施するための条例整備を行うものであります。

まず、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。同条例においては、主に再度の育児休業をすること

ができる特別な事情の追加、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規定の追加、部分休業の承認要件の緩和を行うものであります。

主な改正部分について、改正後の条文において御説明いたします。まず第3条において、再度の育児休業をすることができる特別な事情として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合及び両親が交互に子を養育する場合に、育児休業した職員の配偶者が規則で定める方法により当該子を当該職員に引き続いて養育した場合を規定しました。

第8条においては、これまで育児休業した職員については、勤務期間を100分の50以下の換算率により換算した期間を引き続き勤務したものとみなして昇給を調整しておりましたが、今回これを100分の100以下に規定しました。

第10条において短時間勤務をすることができない職員として、非常勤職員、臨時的に任用される職員等の規定を設け、第11条においては、育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に同じ子について、育児短時

間勤務することができる特別の事情を規定したところです。

第13条及び第14条においては、育児短時間勤務の承認または延期の請求手続及び承認の取り消し事由を規定しました。

第15条においては、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情として、過員を生ずること、及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を引き続き任用していくことができなくなることを規定しました。

第17条においては、育児短時間勤務職員の退職手当については、市町村職員退職手当組合の規定によることとしておりますが、当該職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、短時間勤務をした期間の3分の1を在職期間から除算することとなります。

第19条においては、部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務をしている職員等を追加し、第20条では部分休業の承認要件の緩和について規定しました。

次に議案書14ページ、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務

職員及びそれに伴い任用される任期つき短時間勤務職員の勤務時間の割り振り及び年次有給休暇について規定したものであります。改正後の条例第2条第2項において、育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間については、職務の内容に応じ任命権者が定めることとし、任期つき短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり32時間までの範囲で任命権者が定めることと規定しました。

第3条ただし書き及び第4条において、育児短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定しました。第8条においては、育児短時間勤務職員に対し公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合には、正規の勤務時間以外の時間において断続的な勤務、または勤務時間以外の勤務について命ずることができることを規定しました。

次に議案書16ページ、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の改正は、育児短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員の給与について規定したものです。

改正後の第2条においては、当該職員等の給料月額、その者の勤務時間を1週間の勤務時間数で除して

得た算出率を給料月額に乗じて得た額とすることを規定しました。

第7条においては、通勤手当は支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して定めることとしました。

第8条において、当該職員等の時間外勤務手当の算出に当たっては、勤務時間が1日8時間に達するまでは、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とすることを規定しました。

次に、阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、育児休業法及び育児休業条例の一部改正にあわせ、部分休業の承認要件を緩和するための整備を行ったものであります。

附則においては、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、改正育児休業法の施行日である平成19年8月1日以降においては、100分の100の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなすこととし、同日以前の期間については、従来どおりの期間の2分の1を勤務したとみなして計算することを規定したところであります。

次に議案第14号、  
議長（庵 重人議員）

総務課長、もう休憩しますから。  
午前中の審議を中止し休憩いたし

ます。

午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

濱崎総務課長

議案第14号、阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、補足して御説明いたします。

本条例は、地方公務員法第26条の4及び第26条の5の追加による一部改正が行われ、職員の自発的な大学等の課程の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度が創設されたことに伴い、本市におきましても同制度を導入するためこの条例を制定しようとするものであります。条文に沿って御説明いたします。

第1条は本条例の趣旨を規定し、第2条は在職期間2年以上の職員が、自己啓発のため大学等の課程履修または国際貢献活動への参加について申請による休業を承認することとし、第3条は、休業の期間は3年を超えない期間と規定しました。第4条は休業する場合の教育施設は、学校教育法に規定する大学等の教育

施設とし、第5条は奉仕活動内容を国際協力機構が行う発展途上地域における奉仕活動等と規定しました。第6条は、休業の承認申請内容を明記すること。第7条は、休業の期間延長は3年を超えない期間の範囲内において原則1回と規定しました。第8条は、休業の承認を受けている大学等の課程の履修や、国際貢献活動等において休学や頻繁な欠席など、また奉仕活動を行っていないなどの場合の承認の取り消しを、第9条は、休業中の状況についての報告義務のほか定期的な連絡について規定しました。第10条は、自己啓発等休業した職員が職務に復帰した場合の給料の号給の調整を、第11条は、休業した期間の退職手当の取り扱いについて定めたものであります。附則におきまして、本条例の施行日を定め、また企業職員には、自己啓発休業等制度の給与に関する規定は適用されないことから、阿久根市企業職員の給与関係条例の一部改正を行い、休業期間中については、給与を支給しないことと規定したところであります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### 佐潟生きがい対策課長

議案第21号、阿久根市はり・きゅう施術料の助成に関する条例及び阿

久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

老人保健法が改正され、高齢者の医療の確保に関する法律として施行されることに伴い、はり・きゅう施術料助成と重度心身障害者医療費助成について二つの条例に関する条文の文言を同時に改正しようとするものでございます。具体的には、はり・きゅう施術料については助成回数、金額等の内容に変更はありません。また重度心身障害者医療費助成についても、今までどおり本人が負担した一部負担金の額を助成するもので変更はありません。

以上で補足説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

#### 的場健康増進課長

それでは議案第22号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。平成20年4月から後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険被保険者が本年4月で約1万1,600人から約8,000人へ大幅に減少することから、国民健康保険運営協議会の委員の定数を改正するとともに、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることから、葬祭費の支

給の制限及び保健事業の実施について改正しようとするものでございます。

第2条の改正は、国民健康保険運営協議会委員の定数を被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、及び公益を代表する委員をそれぞれ4人から3人に改正しようとするものであります。

第5条第2項の規定は、出産育児一時金の支給について、健康保険法等他の法律に基づき給付を受けることができる場合は支給しない規定であり、また第6条第2項の規定は、葬祭費の支給について健康保険法等または高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、給付を受けることができる場合は支給しない旨の規定を追加したものであります。

第7条の改正は、本年4月から国民健康保険法に基づく特定健診、特定保健指導が保険者に義務づけられたことから条文の整理をしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

#### 川原税務課長

議案第23号、阿久根市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きくださ

い。改正の主な内容は、介護保険料の普通徴収の納期を変更することと、保険料の激変緩和措置の継続実施であります。

第1条は、阿久根市介護保険条例の一部改正であります。

第3条第1項の改正は、普通徴収の納期を変更するものであり、現在仮徴収を行っている5月の第1期を廃止し、新たに7月を第1期として8月、10月、11月、1月、2月の各月を納付月とする年6期に変更しようとするものであります。

第2条は、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正であり、附則第3条の改正は、平成20年度における介護保険料の保険料率の特例を定めるものであります。税制改正により65歳以上で所得が125万以下の方に対する住民税の非課税措置が廃止され、平成18年度から課税されておりますが、このことに伴い介護保険料の段階が移動して負担増となった被保険者がおります。これらの被保険者については、急激な負担増を緩和するため、平成18年度及び平成19年度において特例の保険料率が定められておりますが、平成20年度においても平成19年度と同様、激変緩和措置を実施しようとするものであります。具体的には、平成17年1月1日現在において満65歳

以上であり、前年度中の所得が125万円以下である被保険者またはその者と世帯を同じくする被保険者で、税制改正により介護保険料の負担が増える方について、その増加額からおおむねその額の3分の1に相当する額を減じた特例の保険料率を設けるものであります。なおこの措置は、各市町村の判断にゆだねられておりますが、対象者の負担の軽減に資することや、県内ほとんどの団体において実施が予定されてることから、当市においても行うこととするものであります。このほか条例では、必要な条文の整備を行うこととしております。

以上補足して御説明申し上げましたが、よろしくお願ひします。

#### 的場健康増進課長

それでは議案第24号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。議案書の46ページからになります。

健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法の一部が改正され、平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律として施行することとなりました。このことにより、平成20年度からこれまでの老人保健医療制度にかえて、後期高齢者医療制度が開始されます。鹿児島

県では、県内すべての市町村で構成する後期高齢者医療広域連合が設立され、広域連合を保険者として制度の運営がなされますが、後期高齢者医療に関する事務のうち市が行う事務について、必要な事項を定めるためこの条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容等について御説明申し上げます。第1条は、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条は、市が行う事務として、保険料の徴収事務や法令に定めるもののほか必要な事務を定めるものであります。保険料に関する事務については、率の設定等、賦課に関する事務は広域連合で、また徴収に関する事務は市町村で行うこととされておりますが、広域連合の条例では、保険料の率として一部の離島の市町村を除き、県内一律、所得割8.63%、均等割4万5,900円と定められ、保険料年額は、これによって算出した額の合計額となります。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者として、阿久根市に住所を有する被保険者、その他必要な被保険者を定めるものであります。後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の後期高齢者及び障害認定を受けた65歳以上の方であります。市では平成20年度において、約5,000人

の被保険者を見込んでおります。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期を定めるものであり、7月、8月、10月、11月、1月、2月の6期にしようとするものであります。

第5条は、保険料の督促手数料を定めたものであります。

第6条は、納期限後に保険料を納付する場合の延滞金額の加算について定めるものです。

第7条は、条例に定めるもののほか必要な事項について、市長が別に定めることとするものであり、第8条から第10条までの規定は、罰則を定めるものであります。

附則第1項は、施行期日を平成20年4月1日とするものであります。

附則第2項は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を定めるものであり、被用者保険の被扶養者については、これまで保険料負担がなかったことから、平成20年度においては、4月から9月までは保険料を徴収せず、また10月から翌年3月までは、保険料の9割を減額する措置が設けられております。このことに伴い、これらの方については、保険料の徴収を11月の第4期から開始しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく願いいたします

議長（庵 重人議員）

本16件に対する質疑は2月29日に行います。

◎ 議案第25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号上程（提案説明）

議長（庵 重人議員）

この際、日程第32、議案第25号から日程39、議案第32号までの8件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

齊藤市長

登壇

議案第25号から議案第32号までを一括して御説明申し上げます。

議案第25号は、平成20年度阿久根市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,600万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為を定めたもので、第2表に示すとおり市営寺山住宅エレベーター防犯監視カメラリース料について、その期間及び限度額を定めるものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額等を定めたものであり、第3表に示すとおり災害援護資金貸付金外13事業分7億2,810万円を借り入れるものであります。

第4条は、一時借入金の最高額を



15億円と定めるものであり、第5条は、歳出予算における給料、職員手当等の人件費分について、各項間の流用ができることを定めるものがあります。第1表における歳入歳出予算であります。歳入では、第1款市税は、前年度とほぼ同額の19億5,907万5,000円、第2款地方譲与税1億6,000万円、第3款利子割交付金800万円、第4款配当割交付金200万円、第5款株式等譲渡所得割交付金200万円、第6款地方消費税交付金2億円、第7款自動車取得税交付金3,500万円、第8款地方特例交付金1,300万円、第9款地方交付税、20年度に新たに算定予定の地域再生対策費を加えて前年度より5,000万円増の38億7,000万円、第10款交通安全対策特別交付金400万円、第11款分担金及び負担金1億4,365万円、第12款使用料及び手数料1億5,607万円、第13款国庫支出金は、前年度より3,800万円増の8億2,711万5,000円、第14款県支出金5億6,942万7,000円、第15款財産収入1億3,008万5,000円、第16款寄附金4,000円、第17款繰入金は、前年度より5,500万円減の5億4,296万5,000円、第18款繰越金5,000万円、第19款諸収入2億4,550万9,000円、第20款市債は、前年度より3,400万円増の7億2,810万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出予算については、第1款議会費1億3,240万6,000円、第2款総務費は、前年度より8,700万円増の16億4,663万1,000円、第3款民生費は、後期高齢者医療制度のスタートなどにより、前年度に比べ1億500万円増の32億9,076万6,000円、第4款衛生費6億561万円、第5款労働費1,618万8,000円、第6款農林水産業費6億596万4,000円では、脇本漁港及び阿久根漁港の整備が終了したことなどから前年度より8,400万円の減となりました。第7款商工費1億1,817万9,000円、第8款土木費6億8,947万8,000円、第9款消防費3億4,090万9,000円では、消防団員の出勤手当を引き上げております。第10款教育費6億18万9,000円では、3月開設予定の場外車券売り場からの地元協力金を財源にした折多小学校グラウンド改修工事を実施するほか、万葉集の歌碑建立予算の計上、さらには学校給食における調理業務の民間委託化を図ることとしており、第11款災害復旧費404万7,000円、第12款公債費は、政府資金の一部を繰り上げ償還することから、前年度より7,000万円増の15億8,213万3,000円、第13款諸支出金350万円、第14款予備費に1,000万円を計上し、総額96億4,600万円としたところでございます。

議案第26号は、平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,012万3,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,057万円と定めるものであります。

第2条は、事業勘定の一時借入金の最高限度額を1億円と定めるものであり、第3条は、事業勘定の歳出予算の各項の間の流用について定めたものであります。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算の主なものについて、歳出から御説明申し上げます。

第1款総務費の7,385万1,000円は、職員7名の人件費や国保電算事務等の委託料ほか国税納税報奨金などが主なものでございます。第2款保険給付費24億2,638万8,000円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養諸費と高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等であります。第3款後期高齢者支援金等3億172万1,000円は、後期高齢者医療制度への支援金であります。第4款前期高齢者納付金等10万9,000円は、前期高齢者関係事務費の拠出金であります。第5款老人保健拠出金9,665万5,000円は、医療費など支払基金への拠出金

であります。第6款介護納付金1億3,964万5,000円は、介護保険制度に伴う2号被保険者の給付費を納付金として支払基金へ拠出するものであります。第7款共同事業拠出金5億1,078万6,000円は、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を国保連合会へ拠出するものであります。第8款保健事業費2,369万2,000円は、本年4月から保険者に義務づけられた特定健康診査等事業費のほか生活習慣病予防のための保険事業やはり・きゅう及び人間ドック助成金が主なものであり、第10款公債費7万4,000円は、一時借入金利子であります。第11款諸支出金220万1,000円は、保険税還付金等であり、第12款予備費は500万円を計上いたしました。

次に、歳入は2ページからでございますが、第1款国民健康保険税5億220万3,000円、第2款一部負担金4,000円、第3款使用料及び手数料35万1,000円、第4款国庫支出金1億695万7,000円、第5款県支出金1億6,163万7,000円、第6款療養給付費等交付金2億1,822万7,000円、第7款前期高齢者交付金9億2,521万1,000円、第8款共同事業交付金4億4,353万6,000円、第9款財産収入1,000円、第10款繰入金3億1,634万6,000円、第11款繰越金1,000円、第

12款諸収入564万9,000円であり  
ます。

次に、直営診療施設勘定について  
歳出から御説明申し上げます。7  
ページでございます。第1款総務費  
3,295万9,000円は、医師、看護師等  
の件費のほか施設の維持管理経費  
などが主なものであります。第2款  
医業費の3,384万8,000円は、医療用  
薬品や血液等検査料であります。第  
4款基金積立金30万3,000円は、診  
療所基金利子分であり、第5款公債  
費316万円は、市債の元金及び利子  
の償還金であります。第7款予備費  
は30万円を計上いたしました。

歳入は、第1款診療収入7,020万  
5,000円、第2款使用料及び手数料  
2,000円、第5款財産収入30万4,000  
円、第7款繰越金1,000円、第8款  
諸収入5万8,000円であります。

次に議案第27号は、平成20年度阿  
久根市簡易水道特別会計予算であり  
ます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ3億362万円と定  
めるものであります。

第2条は、地方債の起債の目的、  
限度額等を定めるものであり、第2  
表に示すとおり簡易水道施設整備事  
業として1億4,400万円を借り入れ  
るものであります。

第3条は、一時借入金の借り入れ

の最高額を1億9,561万5,000円と定  
めるものであります。

それでは、歳入歳出予算のうち歳  
出から御説明いたします。第1款総  
務費7,365万2,000円は、簡易水道事  
業の管理運営に要する経費であり、  
2名の職員件費のほか簡易水道施  
設の光熱水費、水質検査、施設等の  
管理、メーター検針等に要する経  
費、施設の維持修繕工事等が主なも  
のであります。第2款簡易水道施設  
整備事業費2億1,090万円は、国の  
補助事業である大川・尻無地区簡易  
水道施設整備事業、脇本地区簡易水  
道施設整備事業の実設計費、工事  
請負費が主なものであります。第3  
款公債費1,806万8,000円は、簡易水  
道事業に係る市債の元利償還金がそ  
の主なものであります。第4款予備  
費は、100万円を計上したところで  
あります。

次に、歳入について御説明いたし  
ます。歳入は、第1款使用料及び手  
数料8,932万6,000円、第2款分担金  
及び負担金121万8,000円、第3款国  
庫支出金6,680万円、第5款繰入金  
216万5,000円、第6款繰越金1,000円、  
第7款諸収入11万円、第8款市債1  
億4,400万円をそれぞれ計上したと  
ころでございます。

次に議案第28号は、平成20年度阿  
久根市交通災害共済特別会計予算で

あります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ518万円と定めるものであります。歳出は、第1款事業費493万9,000円、第2款基金積立金24万1,000円であります。

歳入は、第1款共済会費493万8,000円が主なものであります。

議案第29号は、平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,375万1,000円と定めるものであります。それでは、歳入歳出予算の主なものについて歳出から御説明いたします。第1款総務費の209万円は、診療報酬明細書電算処理委託料等であります。第2款医療諸費の5億9,165万9,000円は、医療費及び診療報酬審査支払手数料であります。

歳入は、第1款支払基金交付金2億9,653万9,000円、第2款国庫支出金1億9,606万7,000円、第3款県支出金4,901万7,000円、第4款繰入金5,112万4,000円、第5款繰越金1,000円、第6款諸収入100万3,000円を計上いたしました。

次に議案第30号は、平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算であります。

第1条は、事業勘定の歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ19億842万5,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279万4,000円と定めるものであります。

第2条は、事業勘定の一時借入金の最高限度額を1億円と定めるものであり、第3条は、事業勘定の歳出予算の各項の間の流用について定めたものであります。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算の主なものについて歳出から御説明申し上げます。第1款総務費の8,291万2,000円は、職員6名の人件費のほか介護認定調査委託費や北薩広域行政事務組合への認定審査事務負担金等が主なものであります。第2款保険給付費17億8,574万1,000円は、居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス計画、介護予防サービス、介護予防サービス計画等の各給付費の審査支払手数料、高額介護サービス費等であります。第3款財政安定化基金拠出金184万5,000円は、介護保険事業の財政の安定を図るため、県が創設した基金に拠出するものであります。第5款地域支援事業費3,209万1,000円は、介護予防事業費として高齢者の運動機能向上業務や市内3事業所への総合相談支援事業の委託や高齢者ショートステイ事業、健康相談事

業、高齢者等訪問給食事業の配食にかかわる経費等であります。第6款基金積立金66万8,000円は、介護保険基金の利子分であります。第7款公債費6万7,000円は、一時借入金の利子であり、第8款諸支出金10万1,000円は、保険料還付金等であります。第9款予備費は500万円を計上いたしました。

次に歳入では、第1款保険料3億1,203万9,000円、第2款使用料及び手数料3万2,000円、第3款国庫支出金4億7,961万5,000円、第4款支払基金交付金5億5,803万1,000円、第5款県支出金2億7,869万6,000円、第6款財産収入66万8,000円、第7款繰入金2億7,889万8,000円、第8款繰越金1,000円、第9款諸収入44万5,000円を計上いたしました。

次に、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明申し上げます。第1款総務費792万2,000円は、地域包括支援センター嘱託員の報酬や介護支援専門員の職員派遣負担金等であります。第2款介護予防サービス事業費487万2,000円は、介護予防サービス計画作成委託料であります。

歳入は、第1款介護サービス収入1,278万円が主なものであります。

次に議案第31号は、平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,019万5,000円と定めるものであります。それでは、歳入歳出予算について、歳出から御説明いたします。第1款総務費の81万9,000円は、保険料徴収等に係る経費等であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億937万6,000円は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

歳入は、第1款保険料1億9,219万9,000円、第2款使用料及び手数料3万円、第3款繰入金1億1,796万3,000円、第5款諸収入3,000円を計上いたしました。

次に議案第32号は、平成20年度水道事業会計予算でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものであり、給水戸数を6,600戸、年間総給水量を315万4,000立方メートル、1日平均給水量を8,641立方メートルと予定し、主要な建設改良事業を7,538万9,000円で執行しようとするものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を3億9,094万4,000円、収益的支出の予定額を3億2,861万6,000円とそれぞれ定めるものであります。

第4条は、資本的収入の予定額を6,127万4,000円、資本的支出の予定

額を1億8,013万5,000円とそれぞれ定めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,886万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億178万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額310万円及び建設改良積立金1,397万8,000円で補てんしようとするものであります。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額等を定めるものであり、表に示すとおり平成20年度第6次拡張事業として5,200万円を借り入れるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものであり、第7条は、経費の流用禁止項目等を定めるものであります。また、第8条は、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めるものであります。

以上、一括して御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。よろしく願います。以上でございます。

降壇

議長（庵 重人議員）

これより順次補足説明を願います。

富永財政課長

それでは議案第25号、平成20年度阿久根市一般会計予算について、補

足して御説明をいたします。

歳出予算からその主な内容について御説明をいたします。予算書の41ページをお開きいただきたいと思えます。第1款議会費は、議員報酬、職員の人件費、所管事務調査等の旅費などが主なものでありますが、昨年度とほぼ同額の予算計上となりました。

次のページの第2款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費及び退職手当準備基金への積立金が主なものでありますが、総額で昨年より増額となったのは、县市町村職員退職手当組合への負担金が増えたことによるものであります。

次のページの3目広報費では、19節の広報用放送施設整備補助金1,367万4,000円が主なものでありますが、本年度は、牛之浜区ほか7区1,279戸分の改修を予定しております。そのほか、毎月発行しております広報あくねの内容充実を図る一環として、その月の行事予定を入れたカレンダーの挿入を予定しております。

次に7目財産管理費では、土地区画整理地内の旧保留地の買い戻し、マイクロバス等の公用車運行管理業務委託料、公用車の更新などが主なものであります。

次のページの8目企画費では、華

の50歳組関係経費のほか、新しく設置予定の地域振興基金への積立金1,064万1,000円が主なものであります。

次は48ページに移りまして、12目市民会館管理費では、19年度からの2カ年事業である市民会館建設に向けての基本構想及び基本計画策定業務委託料を昨年引き続き計上したほか、高圧受電設備の修繕料などを計上いたしました。

49ページからの16目庁舎管理費では、庁舎、車庫の改修工事を計上したほか、庁舎の深夜警備に機械警備を導入するための受託料を新規計上いたしました。

次は54ページに飛びまして、4項選挙費関係におきましては、本年度予定されております県知事選挙費、市長選挙費、農業委員会委員選挙費、海区漁業調整委員会委員選挙費をそれぞれ新規に予算計上いたしました。

次は58ページに移りまして、第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、職員の人件費のほか、国保特会への繰出金が主なものでありますが、繰出金は昨年度に比べて約8,600万円の減となっております。2目心身障害者福祉費4億9,120万5,000円は、前年度に比べ6,055万円増となっておりますが、障害者自立

支援事業関係の扶助費が大幅に伸びたことなどによるものであります。

次のページの3目老人福祉費につきましては、新たな高齢者医療制度の開始に伴い、老人保健医療特別会計への繰出金が前年度に比べ大幅減となったことから、総額で5億424万8,000円となりました。

関連をいたしまして62ページの8目後期高齢者医療費を新設し、後期高齢者広域連合組合への負担金として3億7,127万円、新しく設置される阿久根市後期高齢者医療特別会計への繰出金1億1,796万3,000円、総額4億8,923万3,000円を計上いたしました。

63ページの3目保育所費1億2,184万8,000円は、職員数の減に伴い、昨年度に比べ約6,000万円の減額予算となりました。

65ページに移りまして、5目保育施設運営費では、施設が1カ所増えたことなどにより昨年度より2,400万円増となりました。

次は68ページに飛びまして、第4款衛生費1項1目保険衛生総務費では、妊婦健診にかかわる委託料を大幅に増額いたしました。

2目老人保健費については、後期高齢者医療制度が始まることに伴い、レセプト点検嘱託員の4カ月分の経費66万6,000円のみを計上し、

従来老人保健費に計上していたほとんどの予算を新たに設定した3目健康増進費に組み替えたところであり、4目予防費では、はしかの予防接種関係の予算を大幅に増額いたしました。

次のページの6目環境衛生費は、小型合併処理浄化槽130基分の設置補助金のほか落区の共同水道改修事業にかかわる補助金178万6,000円を計上するとともに、西回り自動車道折口インターチェンジ取り付け予定地内に含まれる地元の墓地関係用地の代替地取得費616万6,000円などが主なものであります。

72ページに移りまして、2項清掃費の1目清掃総務費では、資源ごみの収集促進を図るため各衛生自治会に対する助成制度を創設することとし、補助金300万円を新規に計上いたしました。

次は75ページに飛びまして、第6款農林水産業費1項3目農業振興費は、19節の補助金が主なものでありますが、従来からの連作障害対策土壌消毒事業、中山間地域等直接支払制度事業、各種借入金に対する利子補給補助金などのほか、昨年度から実施している遊休農地解消対策事業補助金も引き続き計上いたしました。

77ページの5目農地費では、13節

委託料に波留区の浜田地区農業用河川工作物応急対策事業にかかわる測量設計費、脇本の木場仁田地区用排水整備計画書作成費を計上したほか、工事請負費に丸内地区のかんがい排水工事などを予算措置いたしました。また19節負担金補助及び交付金では、北部地区の中山間地域総合整備事業総事業費2億6,250万円に対する負担金3,950万7,000円を計上いたしました。

次は81ページに飛びまして、2項1目林業総務費については、職員数の1名減により昨年度より500万円減となり、次のページの2目林業振興費の予算では、県からの委託事業として幹線道路沿いの荒廃した竹林の景観整備を図るため、竹林健全化整備事業として事業費1,066万4,000円で実施するほか、牟田地区の流末排水路の整備工事費などを計上いたしました。3目市有林造成費では、大川市有林を中心に約21.4ヘクタールの下刈り、伐倒処理などを行う流域育成林整備を事業費約1,000万円を実施するものが主なものであります。

次のページ3項2目水産業振興費は、漁業協同組合が事業主体となり実施するいかしば設置、稚魚放流、藻場造成事業などへの事業補助のほか借入金等にかかわる利子補給補助



金などありますが、調査捕鯨副産物購入費の大幅減により、昨年度に比べ1,100万円の予算減となりました。3目漁港管理費も昨年度に比べ大幅減となっておりますが、修繕工事等の計上がなかったことなどによるものであります。

87ページに移りまして、第7款商工費1項2目の商工振興費は、次のページの説明欄にありますように、19節負担金補助及び交付金に計上の過疎バス運行補助、小規模事業指導業務補助などのほか、借入金にかかわる利子補給及び保証料補助金が主なものであります。3目観光費では、観光案内協力店への看板設置、ウニ井及びイセエビ祭り用の横断幕及びポスター等の作成費を計上したほか、観光パンフレット作成などの予算を拡充いたしました。

91ページに移りまして、第8款土木費2項2目道路維持費では、内田橋改修工事を含め維持修繕工事費を昨年度より700万円増額し8,700万円を計上いたしました。

次のページの3目道路新設改良費では、中央線大川地区道路整備1億7,000万円、中央線多田地区道路整備8,000万円のほか、上原地区里道整備事業補助金150万円を計上いたしました。3項3目河川改修費1,535万2,000円は、準用河川鶴見川

の改修事業であり、本年度は基本調査及び詳細測量設計のほか用地の一部取得を予定しております。

次に、95ページの5項3目公園費では、番所丘公園多目的広場の芝張り工事のほか水道設備関係の改修工事などが主なものであります。

96ページの6項1目住宅管理費では、老朽住宅16戸の解体事業及び春畑住宅ほか約100戸への防災行政無線設置費などが主なものであります。

98ページに移りまして、第9款消防費1項2目非常備消防費では、消防団員214名分にかかわる報酬及び費用弁償などが主なものであります。

次は、101ページに移りまして、第10款教育費1項2目事務局費は、職員の人件費が主なものでありますが、新たな事業として障害を持つ児童・生徒の学校生活上の介助や学習活動の支援を行う特別支援教育支援員を小学校に5名配置することとしております。

103ページの小学校管理費では、昨年度に引き続き校舎の耐震診断調査を4校分計上したほか、脇本小学校、折多小学校のグラウンド改修、阿久根小学校のプール改修工事費などを計上いたしました。

105ページからの中学校管理費に

においても、阿久根中学校の校舎4棟分の耐震診断調査費を計上いたしましたが、昨年度に比べて減額予算となったのは、職員人件費の減及び大規模な補修工事の減によるものであります。

108ページに移りまして、5項1目社会教育総務費では、万葉集の歌碑建立予算を計上したほか、AKUNNE洋画展が10回目を迎えることから、予算内容を拡充したところであります。

110ページの2目公民館費では、脇本地区公民館及び大川地区公民館のトイレ改修工事費を計上いたしました。

112ページの6項1目保健体育総務費では、従来に引き続きポンタロードレース大会、九州選抜高等学校駅伝競走大会、全国中学校選抜剣道大会など各種スポーツ大会の開催に要する経費を計上いたしました。2目体育施設費では、各種体育施設等の維持管理経費のほか、総合体育館の冷温水器のオーバーホール、総合運動公園防犯灯修繕費用などを計上いたしました。

115ページに移りまして、4目学校給食センター運営費7,404万6,000円は、本年度から調理業務等を民間委託することとし、そのことにより職員数が9名減となり、人件費の

大幅減及び臨時職員の賃金も不要となったことなどから、昨年度に比べ7,400万円の減となりました。

次は、118ページに移りまして、第12款公債費15億8,213万3,000円は、昨年度に比べ7,000万円増となっておりますが、借換債を財源に借り入れ利率6%以上の政府資金1億230万円の繰り上げ償還を予定していることにより増となったものであります。

以上で歳出を終わりました。次に歳入予算について御説明をいたします。

13ページにお戻りいただきたいと思えます。第1款市税につきましては、税率を改正した入湯税及び固定資産税の伸びは見込まれるものの、法人市民税、たばこ税の減収見込みにより総額では昨年度とほぼ同額の19億5,900万円の計上となりました。

次のページの第2款地方譲与税の自動車重量譲与税及び地方道路譲与税は、国の地方財政計画及び19年度の見込み額などを参考に計上いたしました。

18ページに移りまして、第6款地方消費税交付金は、県の試算額をもとに2億円を計上いたしました。

21ページに移りまして、第9款地方交付税であります。地方財政計画及び単位費用額の伸び率等をもと

に普通交付税における基準財政需要額を、20年度から新しく導入予定の地域再生対策費として1億800万円を加えて総額54億8,900万円とし、基準財政収入額については、地方財政計画を参考に20億4,900万円と試算したのち、今後への財源留保分を控除して33億2,000万円を計上いたしました。また特別交付税については、19年度交付見込み額を元に地方財政計画での伸び率を参考にしながら過大見積りとならないよう、若干の留保分を残し5億5,000万円を計上したところであります。

23ページの第11款分担金及び負担金であります。分担金につきましては、それぞれの事業ごとに受益者が負担するものであり、負担金につきましては、心身障害者扶養共済及び老人保護措置費に対する扶養義務者などの負担金と、公立及び私立保育園の保護者負担金が主なものであります。

次は27ページに移りまして、第13款国庫支出金のうち国庫負担金は、民生費関係が主なもので、障害者自立支援事業費及び保育所運営費、児童手当給付費、生活保護費などの負担金であります。国庫補助金は、民生費関係の次世代育成支援対策交付金、衛生費関係の小型合併処理浄化槽130基分の補助金、土木関係の中

央線多田地区にかかわる地方道路整備臨時交付金4,400万円などが主なものであります。

29ページに移りまして、第14款県支出金のうち県負担金は、国庫負担金同様、民生費関係の負担金が主な内容であります。県補助金については、民生費関係では重度心身障害者医療費助成事業分3,342万円、児童クラブ運営に充当する児童健全育成事業分711万6,000円、保育園における一時保育、乳児保育、地域子育て支援センター等にかかわる1,690万4,000円、衛生費関係の小型合併処理浄化槽整備にかかわる補助金1,235万5,000円、農業費関係では、中山間地域等直接支払制度事業分767万9,000円、浜田地区の農業用河川工作物応急対策事業費412万5,000円、林業費関係では、流域育成林整備事業費730万6,000円などが主なものであります。

次は32ページに移りまして、第15款財産収入における財産貸付収入では、旧国民宿舎貸付料ほか3,393万3,000円、財産売払収入では、潟土地区画整理事業地内の旧保留地処分見込み額6,000万円、栽培漁業センター及び農林業振興センターの生産物売り払い収入1,870万円などが主なものであります。

34ページに移りまして、第17款繰

入金につきましては、一般財源不足分に充当するため、財政調整基金を3億1,348万8,000円を取り崩すほか、それぞれの事業に充当するため、総額で昨年度より約5,500万円少ない5億4,296万5,000円を計上いたしました。この結果、それぞれの基金残高は、財政調整基金が6億7,100万円、以下、退職手当準備基金2億700万円、市有施設整備基金3億1,500万円、ふるさと創生基金2億3,800万円、水産振興基金4,800万円、読書推進基金500万円、地域振興基金750万円、基金総額では、18億8,900万円となる見込みであります。

37ページに飛びまして、第19款諸収入5項4目雑入9,981万5,000円の主なものは、2節団体支出金における国保連合会からの児童デイサービス事業における介護給付費交付金1,303万円のほか、38ページの資源ごみ有価物売り払い代500万円、旧国民宿舎維持修繕等負担金1,000万円、それから39ページの場外車券売場サテライト阿久根からの地元協力金1,064万1,000円、後期高齢者医療広域連合組合への派遣職員の給与費等負担金540万円などであります。

40ページに移りまして、第20款市債は、1目総務債から9目教育債における本年度実施予定の各種適債事業に所定の充当率を乗じて算定した

額を計上したほか、13目は政府資金の繰り上げ償還財源とするための借換債1億230万円、15目の臨時財政対策債2億2,000万円を加えた総額7億2,810万円の借り入れをしようとするものであります。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞよろしくお願いたします。

議長（庵 重人議員）

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

議長（庵 重人議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

的場健康増進課長

議案第26号、平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。

特別会計予算書の23ページ、事業勘定の歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費の6,056万1,000円は、職員7名の人件費やレセプト点検嘱託員1名の報酬のほか、国保連合会への電算事務共同処理委託料などが主なものであります。2目連合会負担金の136万9,000円は、国保連合会への負担金であります。

次に、2項1目賦課徴収費の473万6,000円は、市税等収納嘱託員1

名の報酬や事務経費であり、次のページの2目納税奨励費の680万円は、各区及び納税組合の保険税取りまとめ謝金であります。

25ページをお願いします。第2款保険給付費1項療養諸費は、平成19年度決算見込み額と過去3カ年の1人当たりの医療費の伸びを勘案し計上いたしました。1目一般被保険者療養給付費19億2,000万円は、平成20年度の推計被保険者数を7,400人と見込み、1人当たりの推計医療給付費25万9,500円を乗じた額であります。2目退職被保険者等療養給付費2億900万円は、平成20年度の推計被保険者数を550人と見込み、1人当たりの推計医療給付費38万円を乗じた額であります。3目一般被保険者療養費2,250万円は、1人当たりの推計療養費3,040円に7,400人を乗じた額であります。4目退職被保険者等療養費250万円は、1人当たりの推計療養費4,540円に550人を乗じた額であります。5目審査支払い手数料748万8,000円は、平成20年度推計診療報酬の審査件数を県内分11万件、県外分3,900件、柔道整復分2,500件にそれぞれの単価を乗じた額とレセプト電算処理システム分を加えた額であります。

次に、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費2億3,500万円

は、1人当たりの推計高額療養費3万1,700円に7,400人を乗じた額であります。2目退職被保険者等高額療養費1,700万円は、1人当たりの推計高額療養費3万900円に550人を乗じた額であります。4項出産育児費1日出産育児一時金1,050万円は、1件当たり35万円の給付額で30件を見込み計上いたしました。

26ページをお願いします。5項葬祭諸費1目葬祭費240万円は、国保老人が後期高齢者医療に移行することにより、1件3万円の給付額で80件を見込み計上いたしました。

27ページをお願いいたします。第3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金3億161万2,000円は、後期高齢者の医療費分として支払基金へ拠出するもので、国の算出基準による概算額で国保被保険者数7,950人に1人当たりの支援金負担見込み額3万8,227円に支援金調整率を乗じた額です。2目後期高齢者関係事務費拠出金及び次のページの第4款1項2目前期高齢者関係事務費拠出金の10万9,000円は、事務費分として国保被保険者数全体の7,950人に1人当たりの事務単価13.7円を乗じた額であります。

29ページをお願いします。第5款老人保健拠出金1項1目老人保健医療費拠出金9,461万7,000円、2目

老人保健事務費拠出金203万8,000円は、支払基金へ拠出するものでありますが、老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行することから、平成20年3月診療分の1カ月分と月遅れの請求もあることを想定しての概算額であります。

30ページをお願いいたします。第6款介護納付金1項1目介護納付金1億3,964万5,000円は、介護保険の2号被保険者分として支払基金へ納付するものであります。国が算出した平成20年度の阿久根市の第2号被保険者数を3,131人と見込み、国が示した被保険者1人当たりの負担見込み額49,700円に平成18年度精算分を追加した額であります。

31ページをお願いします。第7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金7,546万5,000円は、国保連合会が示した算出基準による額を計上いたしました。2目保険財政共同安定化事業拠出金4億3,531万1,000円は、高額医療費拠出金はレセプト1件当たり80万円を超える医療費について、保険財政共同安定化事業は、レセプト1件当たり30万円を超える医療費について、都道府県単位で共同事業が創設されているもので、国保連合会が示した算出基準による額を計上いたしました。

32ページをお願いします。第8款

保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1,414万1,000円は、本年4月から今まで市町村で実施していた健康診査が保険者、国民健康保険で実施することになります。腹囲、高血圧症、高血糖、脂質異常などメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防に努めていくことから、特定健康診査業務等を県民総合保健センター、厚生連健康管理センター及びかかりつけ医でも受診できるように、出水郡医師会等への委託料であります。2項1目保健対策費955万1,000円は、阿久根市の国保制度を理解してもらうためのパンフレットの購入や看護師の訪問による保健指導事業や、プールを活用した健康づくり教室等の経費、はり・きゅう及び人間ドッグ助成金が主なものであります。人間ドッグの助成は、1人当たり2万3,000円で150人分を見込んでいます。

35ページをお願いします。第11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者及び退職被保険者等の過納金還付の見込み額を計上しました。

次に、36ページをお願いします。第12款予備費は500万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。11ページをお願い

いたします。第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税4億7,063万円、2目退職被保険者等国民健康保険税3,157万3,000円は、それぞれの区分ごとに見込み額を計上いたしました。

飛びまして14ページをお願いします。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金6億924万8,000円は、療養給付費と介護納付金及び老人保健拠出金に係る負担分で、国の算定方法により見込み計上をいたしました。2目高額医療費共同事業負担金1,886万6,000円は、国の負担分4分の1の額であります。3目特定健康診査等負担金350万2,000円は、特定健診、特定保健指導に係る国の負担分3分の1の額であります。

次に、2項国庫補助金1目財政調整交付金3億7,534万1,000円は、国が示した算定方式により見込み計上いたしました。

15ページをお願いいたします。第5款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金1,886万6,000円は、県の負担分4分の1の額であります。2目特定健康診査等負担金350万2,000円は、特定健診、特定保健指導に係る県の負担分3分の1の額であります。

次に、2項1目財政調整交付金1億3,926万9,000円は、県が示した算

定方式により見込み計上いたしました。

16ページをお願いします。第6款療養給付費等交付金1項1目療養給付費等交付金2億1,822万7,000円は、支払基金から退職者等医療費分として交付されるものであり、国が示した算定方式により計上いたしました。が、平成20年度からの改正で65歳以上の退職被保険者が前期高齢者として一般国保被保険者となるため、療養給付費等交付金が前年度と比べ大幅な減額となっています。

17ページをお願いします。第7款前期高齢者交付金1項1目前期高齢者交付金9億2,521万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、国が示した20年度の若人の保険給付費をもとに国が示した算定方法により算定しています。

18ページをお願いいたします。第8款共同事業交付金1項1目高額医療費共同事業交付金5,724万2,000円、及び2目保険財政共同安定化事業交付金3億8,629万4,000円は、国保連合会からの交付金であります。

20ページをお願いします。第10款繰入金1項1目一般会計繰入金3億1,361万7,000円は、保険基盤安定分、職員給与費等分、出産育児一時金分、財政安定化支援事業分として、それぞれ繰り入れるものでありま

す。

次に、2項1目国民健康保険基金繰入金272万9,000円は、全額を取り崩し財源充当するものであります。

22ページをお願いします。第12款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目一般被保険者延滞金、2目の退職被保険者等延滞金は見込み額を計上いたしました。

次に、4項雑入2目一般被保険者第三者納付金300万円は、交通事故等による納付金であり、6目雑入150万4,000円は、特定健康診査の費用徴収金であります。

以上で事業勘定を終わり、次に直営診療施設勘定の歳出から主なものを説明いたします。

44ページをお願いします。第1款総務費1項1目一般管理費3,238万9,000円は、医師や看護師等の人件費のほか、施設の維持管理経費などが主なものであります。

45ページをお願いいたします。2項1目研究研修費は、医学会研修等の旅費が主なものです。

46ページをお願いします。第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費3,079万6,000円は、医療用薬品の購入費であり、4目検査等業務費は血液等の検査料であります。

48ページをお願いします。第5款公債費の316万円は、診療施設及び

医師住宅建設費の市債償還元金及び利子であります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。39ページをお願いします。第1款診療収入2項外来収入の各診療報酬収入の合計6,936万5,000円は、平成20年度診療報酬見込み額をそれぞれ計上いたしました。

次に、3項1目諸検査等収入84万円は、諸診断料のほか介護保険意見書料を見込み計上いたしました。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

花田水道課長

議案第27号、平成20年度阿久根市簡易水道特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。

初めに、歳出から御説明をいたします。予算書の80ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、7,365万2,000円であります。2節給料から4節共済費は職員2名の人件費が主なものであり、7節賃金174万2,000円は、簡易水道事業に係る事務補助等の賃金であります。11節需用費2,000万円は、滅菌用薬品、浄水に必要なろ過砂等の消耗品等181万4,000円、電気料等の光熱水費890万円、水道施設における機械、装置等の補修、漏水の復旧、期限切れメーターの取り



かえ等の修繕料871万9,000円が主なものであり、12節役務費939万2,000円は、水質検査料、漏水調査手数料などのその他役務費879万4,000円が主なものであります。13節委託料1,986万2,000円は、水源地、配水地等の施設管理及び水道メーター検針等の管理業務委託料が主なものであります。14節使用料及び賃借料199万7,000円は、メーター検針に使用するハンディターミナルリース料や台風災害時等の自家発電機リース料等が主なものであります。15節工事請負費234万5,000円は、鶴川内簡易水道外さく設置工事ほか2件の工事請負費であります。

82ページになりますが、2款1項1目簡易水道施設整備事業費2億1,090万円は、大川・尻無地区簡易水道、脇本地区簡易水道の施設整備に係る事業費であり、9節旅費から12節役務費及び14節使用料及び賃借料の事務費のほか、13節委託料における実施設計委託料1,228万5,000円、送水管布設、配水管布設等の工事請負費1億9,561万5,000円が主なものであります。

次のページの3款1項公債費1目元金1,216万円は、市債の償還元金であり、2目利子590万8,000円は、同じく市債の償還金利子が主なものであります。

84ページになりますが、4款1項1目予備費は100万円を計上したところであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書の73ページをお開き願います。1款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料は、8,920万4,000円であります。1節水道使用料8,920万円は、水道料金の収入見込み額であり、2項手数料1目水道手数料12万2,000円は、水道料金の督促、給水栓の開閉、検査等の手数料であります。

74ページになりますが、2款分担金及び負担金2項負担金1目給水負担金121万8,000円は、新たな給水装置の設置に伴う負担金であり、29件分を見込み計上したものであります。

次のページの3款国庫支出金2項国庫補助金1目簡易水道施設整備費国庫補助金6,680万円は、大川・尻無地区簡易水道及び脇本地区簡易水道の施設整備事業に伴う国庫補助対象事業費に対する3分の1の額であります。

76ページになりますが、5款繰入金1項1目一般会計繰入金216万5,000円は、財政支援費173万9,000円及び消火栓維持管理経費42万6,000円に係る繰入金であります。

次のページ6款1項1目繰越金

は、1,000円を計上いたしました。

78ページになりますが、7款諸収入1項1目市預金利子1,000円は、科目設定したものであり、2項1目雑入10万9,000円は、原子力立地給付金、雇用保険料等を見込み計上したものであります。

次のページの8款1項1目市債1億4,400万円は、簡易水道施設整備事業に係る借入れ資金であり、大川・尻無地区及び脇本地区の簡易水道施設整備事業について、過疎債及び簡易水道事業債を充当するものであります。

また、公債費における元金償還及び本年度の簡易水道施設整備事業債の資金借入れを行った後の平成20年度末における市債残高は、4億5,485万6,000円になる見込みであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

#### 濱崎総務課長

議案第28号、平成20年度阿久根市交通災害共済特別会計予算について、補足して御説明いたします。

予算書の105ページをお開きください。歳出から御説明いたします。第1款事業費の主なものは、8節報償費の会費取りまとめ謝金36万円、11節需用費の加入申込書印刷代など23万円、19節負担金補助及び交付

金の見舞金406万1,000円であり、次のページの第2款基金積立金24万1,000円は、主に基金利子分を見込み計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。101ページをお開きください。第1款共済会費493万8,000円は、75歳以上の高齢者の方を含め約1万4,900人を見込み計上し、次に102ページの第2款財産収入24万円は、基金利子を見込み計上いたしました。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### 的場健康増進課長

議案第29号、平成20年度阿久根市老人保健医療特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。

本年4月診療分から後期高齢者医療制度が広域連合として運営することになりますが、医療費の会計年度は、3月診療分から翌2月診療分までとなっており、平成20年3月診療分の1カ月分と月遅れの請求等もあることから、老人保健医療特別会計としては当分継続することになっています。

歳出から説明いたします。予算書の121ページをお願いいたします。第1款総務費1項1目一般管理費209万円は、診療報酬明細書電算処理等の委託料が主なものでありま

す。

122ページをお願いいたします。第2款医療諸費1項1目医療給付費の5億7,100万円は、月遅れ請求等もあることから、医療給付見込み額の1.5月分を計上しています。2目医療費支給費1,820万円は、柔道整復等の療養費や高額医療費の支給分であり、高額医療費の未申請分も含めて見込み額を計上しています。3目審査支払手数料245万9,000円は、診査件数2万2,800件を見込み計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。115ページをお願いいたします。老人医療費の費用の負担については、支払基金の負担分が12分の6、国の負担分が12分の4、県・市の負担分がそれぞれ12分の1となっています。そこで平成20年度として推計いたしました医療費から、第三者納付金等を差し引いた額に、この割合を乗じて歳入を計上いたしました。

第1款支払基金交付金1項1目医療費交付金2億9,409万9,000円は、医療費の12分の6、50%の額を計上いたしました。2目審査支払手数料交付金244万円は、レセプト審査支払いに係る交付金であります。

116ページをお願いいたします。第2款国庫支出金1項1目医療費負

担金1億9,606万7,000円は、医療費の12分の4、約33.33%の額を計上いたしました。

次のページの第3款県支出金1項1目県補助金4,901万7,000円は、医療費の12分の1、約8.3%の額であります。

118ページをお願いします。第4款繰入金1項1目一般会計繰入金5,112万4,000円は、医療費分の12分の1の額と事務費分であります。

次に議案第30号、平成20年度阿久根市介護保険特別会計予算の主なものについて、補足して御説明申し上げます。

予算書の142ページ、事業勘定の歳出から説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費5,205万1,000円は、介護保険専門指導嘱託員2人や職員6人の人件費と介護保険運営協議会委員12人の報酬や電算基幹業務システム、介護保険プログラム使用料等が主なものであります。2項1目賦課徴収費67万2,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。

次に、143ページの3項1目認定調査等費1,284万3,000円は、主治医意見書手数料や認定申請に伴う訪問調査委託料が主なものであります。2目認定審査事務負担金1,732万5,000円は、認定審査に係る北薩

広域行政事務組合への事務費負担金であります。

144ページをお願いします。第2款保険給付費は、過去3カ年の給付件数の平均伸び率等を勘案し計上いたしました。1項介護サービス等諸費であります。この給付は要介護1から要介護5と認定された被保険者に対する居宅または施設でのサービス費用であります。1目居宅介護サービス給付費3億7,600万円は、訪問介護サービスなど11種類のサービスについて、年間給付見込み額を計上いたしました。3目地域密着型介護サービス給付費2億2,300万円は、地域の特徴や実情に対応した小規模・多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護給付等のサービス費用であります。5目施設介護サービス給付費8億8,000万円は、介護老人保健施設等の入所者に係る給付費であります。7目居宅介護福祉用具購入費150万円は、57件分の年間給付見込み額を計上いたしました。8目居宅介護住宅改修費250万円は、40件分の年間給付見込額を計上いたしました。9目居宅介護サービス計画給付費4,000万円は、ケアプラン作成に係る経費であり、3,500件の年間見込み額を計上いたしました。

次に、145ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費であり

ますが、この給付は要支援1と要支援2と認定された被保険者に対するサービス費用であります。1目介護予防サービス給付費1億1,000万円は、介護予防、通所介護、介護予防、通所リハビリなど11種類のサービスの年間給付見込み額を計上いたしました。3目地域密着型介護予防サービス給付費500万円は、介護予防認知症対応型、共同生活介護など3種類のサービスの年間給付見込み額を計上いたしました。5目介護予防福祉用具購入費90万円は、40件分の年間給付見込み額を計上いたしました。6目介護予防住宅改修費380万円は、36件分の年間給付見込み額を計上いたしました。7目介護予防サービス計画給付費1,300万円は、居宅のケアプラン作成に係る計費であり、3,200件分の年間見込み額を計上いたしました。

146ページをお願いいたします。3項1目審査支払い手数料224万2,000円は、国保連合会で審査する介護報酬審査手数料であり、年間延べ2万3,600件を見込み計上いたしました。

次に、4項1目高額介護サービス費4,950万円は、利用者の負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する経費であり、年間3,900件分を見込み計上いたしました。

147ページをお願いします。6項1目特定入所者介護サービス費7,800万円は、居住費、食費の負担が過重とならないよう低所得者の負担の軽減を図るもので、年間2,900件を見込み計上いたしました。3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1、要支援2の方々分です。

148ページをお願いします。第3款1項1目財政安定化基金拠出金184万5,000円は、市町村において保険料収納率が低下、あるいは給付額の増大による介護保険財政の悪化を防ぐため、県が設置した基金に拠出するものであり、県が示した算出方法により計上いたしました。

149ページをお願いします。第5款地域支援事業費1項1目介護予防特定高齢者施策事業費1,406万2,000円は、要介護認定を受けていない65歳以上の方々を対象に、介護予防、訪問指導等健康づくり、介護予防に関するサービスを行うものです。特定高齢者に対する高齢者運動機能向上対策や、特定高齢者を把握するための生活機能評価業務などを計上しています。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費289万4,000円は、介護予防のための支援を行う地域包括支援センター嘱託員の報酬等が主なもので、2目総合相談事業費360万円は、介護・福祉等に関する総合

相談支援業務を介護保険事業の中で実施するもので、市内の3事業所に委託をしようとするものであります。

150ページをお願いします。5目任意事業費1,123万5,000円は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者世話つき生活援助員派遣事業、高齢者等訪問給食サービス事業及び寝たきり老人紙おむつ給付事業の経費が主なものです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。133ページをお願いします。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料3億1,203万9,000円は、65歳以上の被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込み計上いたしました。

135ページをお願いします。第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金3億705万2,000円は、介護給付費の居宅給付費20%分、それから施設等給付費15%分であります。

次の2項国庫補助金1目調整交付金1億6,179万3,000円は、国の算定方式により算出した額を計上しました。2目、3目は、地域支援事業に係る交付金であります。

136ページの第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金5

億5,357万9,000円は、介護給付費の31%分であります。2目は地域支援事業の介護予防事業に係る交付金31%分で445万2,000円を見込み計上しました。

次に137ページの第5款県支出金1項1目介護給付費負担金2億7,331万1,000円は、介護給付費の居宅給付費12.5%分、施設等給付費17.5%分を計上いたしました。3項県補助金は地域支援事業に係る交付金であります。

139ページをお願いします。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金2億2,321万7,000円は、保険給付費の12.5%分を計上いたしました。2目、3目は、地域支援事業に係る繰入金であり、4目その他一般会計繰入金5,029万6,000円は、職員給与費及び事務費として繰り入れるものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳出について御説明いたします。162ページをお願いします。介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの運営に係る経費であり、介護予防の観点から保健、介護、福祉の3分野の専門職が連携し、高齢者の皆さんのさまざまな相談や介護予防のケアプラン作成等を行うものです。第1款総務費1項1目一般管理費792万2,000円は、地域包括支援セ

ンター嘱託員の報酬や介護支援専門員の有資格者の確保が困難なことから、社会福祉法人から2名の派遣を予定しており、その負担金が主なものであります。

163ページの第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費487万2,000円は、ケアプラン作成に係る経費であり、1,210件の年間委託見込み額を計上いたしました。

次に、歳入は158ページをお願いします。158ページです。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入1,278万円は、ケアプラン作成に係る収入見込み額を計上いたしました。

次に議案第31号、平成20年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。185ページになります。

本年4月診療分から後期高齢者医療制度が広域連合として運営が始まります。平成20年度の医療費については、4月診療分から翌2月診療分までの11カ月予算となっています。第1款総務費1項1目一般管理費16万5,000円は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、2項1目徴収費65万4,000円は、後期高齢者保険料の徴収に係る経費であります。

186ページをお願いします。第2

款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 3 億937万6,000円は、後期高齢者の保険料分として歳入で徴収した金額を納付する分と、低所得者に対する保険基盤安定分担金については、保険料の軽減措置として県が4分の3、市が4分の1の負担で納付するものです。

次に、歳入について御説明いたします。181ページをお願いします。第1款保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、それぞれの節ごとに見込み計上いたしました。鹿児島県後期高齢者医療連合の試算によりますと、阿久根市では平成20年度において被保険者1人平均、年間約3万8,000円の保険料が見込まれています。

183ページをお願いします。第3款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金は、事務費分として繰り入れるもので、2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として県が4分の3、市の負担が4分の1であり、県の負担分は、一たん一般会計への歳入に計上することから、市の負担分と合わせた額1億1,717万6,000円を一般会計から繰り入れるものです。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

花田水道課長

議案第32号、平成20年度阿久根市水道事業会計予算について、補足して御説明申し上げます。

予算書の215ページをお開き願います。収入支出の見積基礎、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

初めに1款事業収益 1 項営業収益についてであります。1目給水収益 3 億8,612万9,000円は、給水予定戸数6,600戸に係る水道料金 3 億8,280万1,000円及び新たに給水を受ける57戸を見込み計上した給水負担金332万8,000円であります。2目その他営業収益170万7,000円は、消火栓維持管理に係る他会計負担金及び給水工事検査、開栓、閉栓、督促等に係る手数料であります。

次に2項営業外収益についてであります。1目受取利息226万4,000円は預金利息であり、2目補助金1,000円は科目設定、3目雑収益84万2,000円は、期限切れメーターの引き上げ941戸分などであります。

次の3項特別利益 1 目固定資産売却益1,000円は、科目設定したものであります。

216ページになりますが、次に支出について御説明申し上げます。1款事業費 1 項営業費用 1 目原水費 3,876万3,000円は、水源地及び配水地の維持管理経費であり、水源地警

備等業務及び電気設備保安業務等の委託料706万2,000円、水質検査などの手数料246万2,000円、施設設備等の修繕費282万5,000円、水源地の電気料や発電機用の燃料費などからなる動力費2,377万9,000円、滅菌用の薬品費138万2,000円がその主なものであります。

次のページの2目配水及び給水費5,979万6,000円は、配水・給水施設の維持管理等に係る経費であり、職員5名の人件費のほか非常時における給水用ステンレスタンク等の備用品費132万5,000円、漏水当番店待機業務、量水器取りかえなどに係る委託料355万3,000円、漏水修繕等や車両機械器具修繕、量水器取りかえに伴う修繕費973万7,000円、漏水修繕などに係る材料費100万円が主なものであります。

218ページになりますが、3目業務費2,423万4,000円は、水道料の収納業務等に係る経費であり、職員の2名の人件費のほか、水道料金の取りまとめ等の報償費132万3,000円、納付書、水道使用料等のお知らせ表、封筒などの印刷製本費100万1,000円、納付書、督促状、催告書等の発送等にかかる通信、運搬費120万7,000円、メーター検針、電算機器保守点検の委託料483万9,000円、金融機関における口座振替等に

係る手数料119万1,000円が主なものであります。

次のページの4目総係費5,318万9,000円は、水道事業全般にわたる一般管理費であり、退職給与引当金を含む職員3名の人件費のほか、事務用消耗品などの備用品費116万1,000円、平成21年度までの間に策定が義務づけられている地域水道ビジョン作成業務の委託料1,180万円、水道料金収納システムなどの賃借料184万8,000円、災害時等における緊急時の施設復旧のための修繕引当金500万円を含む修繕費501万円が主なものであります。

220ページになりますが、5目減価償却費1億154万9,000円は、固定資産の減価償却費であります。6目資産減耗費23万4,000円は、固定資産除却費及び棚卸資産減耗費であります。7目その他営業費用1,000円は科目設定を行ったものであります。2項営業外費用4,785万円は、企業債利息の償還及び消費税の支払い等に伴う計費であり、1目支払利息及び企業債取扱諸費3,537万円は、企業債利息の償還金3,476万3,000円が主なものであり、3目消費税1,228万2,000円は、水道料金等に係る消費税及び地方消費税を支払う公課費であります。予備費は300万円を計上しました。



次のページになりますが、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。収入から御説明いたします。1款資本的収入は、6,127万4,000円であります。1項1目企業債5,200万円は、第6次拡張事業に伴う借入資金であります。2項1目固定資産売却代金1,000円及び3項1目工事負担金1,000円は、科目設定したものであります。4項1目補償金927万2,000円は、南九州西回り自動車道の阿久根北インターチェンジ改良工事に伴う配水管布設がえ工事などの補償金であります。

222ページになりますが、次に支出について御説明いたします。1款資本的支出は、1億8,013万5,000円であります。1項建設改良費1目原水設備改良費6,455万円は、第6次拡張事業に係る宮之前水源のステンレスタンク設置、ポンプ室築造などの実施設計費1,249万5,000円、電気制御監視室などの管理棟建設の工事請負費5,200万円が主なものであります。2目配水設備改良費1,083万9,000円は、材料費100万円、阿久根北インターチェンジ改良工事に伴う配水管布設がえ工事などの工事請負費977万3,000円が主なものであります。

次のページになりますが、2項1目企業債償還金1億144万2,000円

は、昭和53年度以降の企業債の借り入れに伴う元金の償還金であります。この結果、平成20年度末における企業債の残高は、11億6,890万1,780円になる予定であります。3項1目予備費は300万円を計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（庵 重人議員）

本8件に対する質疑は、3月11日及び3月12日に行います。

質疑をされる方は、3月7日正午まで議長あて通告書を提出してください。

なお総括質疑は、一般会計予算と特別会計予算を分けて行いますので、通告書は別々に作成し提出をお願いします。

#### ◎ 意見書第1号上程（原案可決）

#### 議長（庵 重人議員）

日程第40、意見書第1号、道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書が、産業厚生委員会委員長、新坂上誠議員から議長あて提出されました。

本件を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

#### 産業厚生委員長（新坂上誠議員）登壇

意見書第1号について、提案理由の説明をいたします。意見書案文を

お手元に配布してありますので、その案文を朗読して提案理由といたします。

道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書(案)

道路は住民の生活や経済、社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、少子高齢化及び過疎化が進展する中、地域の自立、競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要がある。鹿児島県北西部に位置する本市は、基本理念として自然と人が共生するまちを掲げ、各種施策の展開を積極的に推進しており、環境整備の一つとして、人が触れ合う交流するまちを目指し努力しているところである。しかし本市は、大都市や県都から遠隔の地でありながら、九州新幹線も素通りし、まさに陸の孤島の立場にあり、高速交通体系を中心とした道路網の整備が喫緊の課題である。現在、南九州西回り自動車道の阿久根市域が事業化され、間もなく工事着手の計画であり、また本市と空港を結ぶ地域高規格幹線道路である北薩横断道路、国道504号も新たな交通網の整備として、交流人口の増加が期待されているところである。さらに市内の公共交通機関が乏しい本市では、住民

の交通手段は自動車への依存度が高く、山間部や遠隔の地に暮らす住民にとっては、災害時に対応する迂回路の整備も早急に必要である。道路特定財源は、自主財源の乏しい小規模自治体にとって欠かすことのできない貴重な財源であり、日常生活を営むため道路の維持、修繕等に必要な財源としての役割ははかり知れないものがある。そのためには、道路特定財源による道路整備は必須の条件であり、その財源がなければ本市における道路整備はなし得ないものである。

よって、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要請する。

#### 記

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を確保すること。
- 2 道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 3 道路特定財源の受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成20年2月25日

鹿児島県阿久根市議会  
以上、御提案申し上げましたが、  
御賛同いただきますようお願い申し  
上げます。

なお、御質問については私、不足  
の分については、他の委員が答弁い  
たします。

降壇  
議長（庵 重人議員）

これより質疑に入ります。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと見とめます。

これをもって質疑を終結いたしま  
す。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意  
見書第1号については、会議規則第  
37条第3項の規定により委員会の付  
託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって意見書第1号は、委員会の  
付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

登壇  
檜柑幸雄議員

道路整備に必要な道路特定財源諸  
税の暫定税率等に関する意見書案に  
ついて、社民党を代表して反対の立  
場で討論を行います。

私も西回り高速自動車道、あるい  
は504号線の早期完成は強く望むと

ころでありますから、その財源に問題  
がありますから、私どもの立場を申  
し上げておきたいと思います。

道路特定財源制度は、受益者負担  
の考え方に基づき、道路の利用者、  
つまり自動車の所有者やその燃料を  
消費した人が、道路の建設、維持費  
用を負担する制度として、1954年に  
スタートいたしております。その財  
源は、揮発油税、軽油取引税、自動  
車重量税、自動車取得税など8税目  
で、2008年度の見積もり総額は5兆  
4,000億円に上っております。これ  
は、道路整備が立ち遅れていた時  
代にはそれなりに意義ある制度で  
あったと思いますが、だがそのな  
かには、例えば法律本則で24円30銭  
である揮発油税が暫定的に2倍の48  
円60銭とされているものなど6税目  
あり、本則分2兆8,000億円に対し  
て暫定分が2兆6,000億円となっ  
ており、整備の進展状況など事態の  
変化を踏まえた見直しが課題であり  
ます。その時期が租税特別措置法、地  
方税法の期限である本年3月末であ  
ります。

しかしこの道路特定財源は、本来  
の道路建設に全額支出されず、例え  
ば国道地下駐車場に14カ所、あまり  
使われていないそうですが、995億  
円、国交職員のいわゆる建設省関係  
の、国土交通省関係の職員の宿舎に

24億9,400万円、そして何か宣伝したそうではありますが、ミュージカルに5億7,000万円、それから天下り先の調査研究費として814億円支出をされ、さらに交通渋滞緩和措置として地下鉄までつくっている。しかもこの税の配分が、いわゆる自民党族議員と官僚との癒着で力のある議員のところに特別に、余計に配分をされてると言われておりまして、非常に不公平であります。今までのこれらの他に使った税を鹿児島県に投入しておれば、とっくに西回り自動車道路、私は完成しているんじゃないかとそういうふうにするわけでありまして、しかもそういうふうに渋滞緩和措置に使うなら、肥薩おれんじ鉄道にむしろ支出すべきものであって、こういったことも場合によっては、要求してもいいんじゃないかというぐらいにむだな金を使っているわけでありまして、鹿児島県としては、肥薩おれんじ鉄道にもなぜ要求しなかったのかというふうにするところではありますが、いずれにいたしましても、これらの問題に全く反省することなく、政府与党は暫定税率は平成20年度以降10年間維持する、事業規模は59兆円以下とする向こう10年間の道路整備の中期計画を策定することを骨格とする租税特別措置法改正案、地方税法改正案を打

ち出しているわけではありますが、私たちは、この問題については、大筋次のように考えるわけでありまして。

暫定税率が30年以上も維持され、見直しが求められている時期、さらにこれを10年間延長としようとする政府案には反対であり、時代や状況の変化を踏まえ、暫定税率は廃止する方向で見直しをすべきであります。

2番目に、地域によっては、道路整備が十分ではなく、住民要求として道路整備が求められていることや、自治体の財政状況についても十分配慮する必要がある。暫定税率廃止、見直しに伴う減収対策としては、法人税及び高額所得者の取得税の減税廃止、約3兆3,000億円を初め不公平税制の是正で生み出される財源の一部を充てる。特に地方の財源不足約1兆円は、全額補てんすることでありまして。

3つ目にあわせて10年間の事業規模59兆円とする道路の中期計画は、必要性、緊急性、優先性を精査し縮減を図る。また、国直轄事業の地方負担1兆1,000億円うち道路分6,000億円は廃止する。道路特定財源は、将来的には一般財源化を目指し、当面交通関係の他の特会、特定財源と一本化し総合交通特別会計を設け、交通関係の社会資本整備を総合的に

行えるようにするとともに、原因負担の原則に立って公共交通の維持・確保、交通バリアフリー化の推進、交通安全対策の強化、環境対策の財源として使途を広げ、これにあわせて財源の地方分化を進めるべきであります。

次に、別途地球温暖化や車社会の負の側面、いわゆる自動車の社会的費用の負担にかんがみ、環境税、CO<sub>2</sub>排出減の負担を基本とする炭素税を創設することが極めて重要でありますし、その際、大衆課税にならないよう制度設計をすべきであると、こういうことでありまして、私としましては、機械的にさらに10年間この道路特定財源化をこのまま延長することは反対でありまして、ぜひ皆さん方の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

降壇

議長（庵 重人議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書第1号、道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

本件の取り扱いについては、議会終了後議長において、関係機関に送付いたしますので御了承願います。

---

道路整備に必要な道路特定財源諸税の暫定税率等に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、少子・高齢化及び過疎化が進展する中、地域の自立・競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要がある。

鹿児島県北西部に位置する当市は、基本理念として「自然と人が共生するまち」を掲げ、各種施策の展開を積極的に推進しており、環境整備の一つとして「人がふれあう交流するまち」を目指し努力しているところである。しかし当市は、大都市や県都から遠隔の地でありながら、九州新幹線も素通りし、まさに陸の孤島の立場にあり、高速交通体系を中心とした道路網の整備が喫緊の課題である。現在南九州西回り自動車道の阿久根市域が事業化され、間もなく工事着手の計画であり、また当市と空港を結ぶ地域高規格幹線道路である北薩横断道路（国道504号）

も新たな交通網の整備として、交流人口の増加が期待されているところである。さらに市内の公共交通機関が乏しい当市では、住民の交通手段は自動車への依存度が高く、山間部や遠隔の地に暮らす住民にとっては、災害時に対応する迂回路の整備も早急に必要である。

道路特定財源は、自主財源の乏しい小規模自治体にとって欠かすことのできない貴重な財源であり、日常生活を営むため、道路の維持・修繕等に必要財源としての役割ははかり知れないものである。そのためには道路特定財源による道路整備は必須の条件であり、その財源がなければ当市における道路整備はなし得ないものである。

よって、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要請する。

#### 記

- 1 道路特定財源諸税の暫定税率を延長し、道路整備に必要な財源を確保すること。
- 2 道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 3 道路特定財源の受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を強力に推進するために充てること。

以上、地方自治法第99条の規定によ

り意見書を提出する。

平成20年 2月29日

鹿児島県阿久根市議会

---

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿

---

提出者 産業厚生委員長 新坂上 誠

---

議長（庵 重人議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時16分